

第七十一回国
参議院外務委員会會議録第十号

昭和四十八年六月五日(火曜日)
午前十時八分開会

委員の異動

六月四日

六月五日

辞任

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

政府委員
外務大臣

外務大臣官房長
外務省アジア局長
外務省アメリカ局長
大平 正芳君
鹿取 泰衛君
吉田 健三君
大河原良雄君

補欠選任
加藤 進君
星野 力君
補欠選任
星野 力君

平島 敏夫君
佐藤 一郎君
田 英夫君
岩動 道行君
大竹平八郎君
木内 四郎君
杉原 荒太君
八木 一郎君
小谷 守君
羽生 三七君
森 元治郎君
渋谷 邦彦君
松下 正寿君
加藤 進君

説明員

外務大臣官房領
事移住部長
大蔵大臣官房審
議官
文化庁長官官房
国際文化課長
角井 宏君
前田多良夫君
穂崎 巧君
服部比左治君

事務局側

常任委員会専門
員
服部比左治君

本日の会議に付した案件

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○国際情勢等に関する調査
(北朝鮮の国連専門機関加盟に関する件)
(ニクソン米大統領の外交教書に関する件)
(核防条約批准問題に関する件)
(北ベトナムとの国交樹立に関する件)
(わが国のアジア外交の基本姿勢に関する件)
(発展途上国に対する経済協力問題に関する件)
(アジア太平洋協議会に関する件)
(日中平和友好条約の締結に関する件)
○千九百七十一年十二月二十日に国際連合総会決議第二千八百四十七号(XXI)によつて採択された国際連合憲章の改正の批准について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○アフリカ開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平島敏夫君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨四日、星野力君が委員を辞任され、その補欠として、加藤進君が委員に選任されました。

○委員長(平島敏夫君) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院送付)を議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○渋谷邦彦君 昨年、在外公館の件が議題になりましたときにお尋ねをしたわけでありましたが、現状、在外公館における外務公務員の数がアンパランスの面もありまじょうし、また、大使館によつては、非常にその数が少ないために、十分な機能が發揮できないというのを御指摘申し上げたわけでございます。その点について、当時の福田さんは、できるだけそういう機能が麻痺するようないことのないように、十分配慮しながらそういう陸路については善処をしようと、こつこつ御努力があったように記憶をしております。その後、大使館の数もふえ、また、外務公務員のそれに伴う配置というものが、本省においても、最も効果的な活動ができるという、そういうことを前提にしたがら進められていらつしやるんだらうと思ひますけれども、現状いかがでございますか。現在の配置状況において十分な機能が發揮できるという、そういう体制に置かれてはいるのかどうか。

○政府委員(鹿取泰衛君) 在外公館の定員の現状でございますけれども、四十八年、本年度におき

まして合計千三百六十九名になっております。四十七年が千三百名でございますので、六十九名の純増でございます。

それで、その配置がどうなっているかということが問題になるわけでございますが、われわれとしては、大きな公館につきましては大体数が整っている。しかし、小さな公館についての問題が残っているという感じを持っております。たとえば言いますと、一番定員の大きい公館は在米、アメリカ大使館でございますが、定員が五十九名、それから中華人民共和国大使館は定員が四十九名でございます。ただ、もちろんこれは定員でございます。現在特に中華人民共和国の場合には順次人を派遣して充実にしているところでございます。大きな公館はこのアメリカ大使館と中華人民共和国の大使館でございますが、たとえば小さな公館になりますと、三名の公館とか四名の公館がございます。たとえばパキスタンの大使館は三名でございますが、この場合は機上三名でもまあ十分かと思ひますけれども、四名の公館が現在二十七館ございます。たとえて申しますと、先般御承認をいただきましたモンゴル大使館、中央アフリカ大使館、総領事館でございますが、たとえばマダラスの総領事館、ニューオールの総領事館というふうなことでございまして、この四名の公館、それからさらに五名の公館が四十八館ございます。この四名の公館とか五名の公館になりますと、やはりどうしても館内の事務を分担していきまます場合に、やや無理が生ずることがございまして、特に非健康地、不健康地と申しますか、環境の悪いところで館員を交代させて勤務させたい、休養に出したいという場合に無理が生じてくるわけでございますので、われわれとしては、今後こういう小規模公館の充実をはかつていきたいと考えておる次第でございます。

○渋谷邦彦君 いま御答弁ありましたように、昨年からの一年間、四名ないし五名の公館が相当数にのぼる、おそらくいま海外の公館が百四十ぐらいあると思えますけれども、その中で、いまの数字ですと三分の一以上占める。こうなつた場合、おそらく外務省としては機能的には何ら支障がないという、そういう含みもあつてのことであるろうとは思ふんですけれども、しかし、四名ないし五名という場合には、出張もあるでしょう。出張があつた場合に館員が二名ないし三名に減る場合がある。そうしたときに、また病気になる館員もいるかもしれない。そうしたことを考慮すれば、はたしてだいたいふかといふ、そういう不安がまあ考えられないでもないではないだろうか。もしそういう事態が起こつた場合にどういう対応策を立てられるのか。絶対安心して、大使館あるいは公使館としての、あるいは総領事館としての機能は麻痺しないという自信があるのかどうなのか、その辺はいかがでございますか。

○政府委員(鹿取泰衛君) 御指摘の点につきましては、外務省といたしまして、従来からいろいろくふうをして、何とか小規模公館、特に勤務環境の悪い公館の勤務が支障なくいかに、館員の活動が円滑にいかにに配慮をしつづつあるところでございます。特に、今年度の予算におきまして、環境の悪い勤務環境の館員に對し、勤務環境の悪い公館につきましては、たとえば休暇帰国制度の優遇をするとか、あるいはその国の中でも保養休暇の、保養先の手当てをするとか、あるいは日本からお医者さんを派遣して健康管理をするとか、あるいは特に館員の宿舎の配置等に配慮をするというような計画を立てまして、そのための経費を御承認いただいているわけでございますけれども、こういうような手当てだけでは不十分な点もございまして、何とか人的な定員の少ない部面をカバーするために、たとえば電信、文書、会計事務の簡素化というように、一方ではかつておりますし、他方におきましては、現地

補助員と申しますか、ローカルスタッフを充実するといふような手を打っているわけでございます。○渋谷邦彦君 いまのお話にもございましたように、特に環境の悪いところには在外公館の館員の数がきつめて限定されておる。それだけに心配があるわけですね。特に発展途上国における問題がおしなべてそういうありさまである。今後経済交流、文化交流あるいは技術交流というふうなものが積極的に展開されるということが当然予測されるわけでありまして、とりわけ、発展途上国においては積極的にそれに取組まなければならぬというふうなことは、現地からの情報というものの確に外務省に入らなければならぬというふうなことも言えるでありまして、まあそういうことは常識的なことでありますので、それ以上のことは申し上げませんけれども、そういうことでいまだいへん困つておるというふうなニュアンスの御発言でございます。これをどう一体今後解消するための手を打たれていくのか、具体的な考え方がございますか。これから一年、二年先にはどうしていくのだという一つの方針、まあ総定員のワクのあることでありましようけれども、その辺をどうアジャストしながらその辺の欠陥というものを、隘路というものを補つていくのか。

○政府委員(鹿取泰衛君) 御指摘の点につきましては、一つは定員上、在外公館の定員の増強の重点を小規模公館に置きまして、少なくとも一つの公館がある場合には六名ないし理想的には八名に持つていきたいという考えでございます。したがつて、今後の予算の定員増強をお願いする場合には、小規模公館の充実というところに重点を置いていくというのが一つでございます。それから第二の計画は、従来の考え方ですと、独立の公館というものは、すべて、館長以下書記官がおり、それから会計、電信、文書を一つの公館で一単位でやっていたわけでございますが、たとえば中近東、あるいはアフリカにもあるかと思ひますけれども、すべての国交のある国に公館を置くことは必ずしも必要でない。そういう

場合には、ある大きな公館を拠点といたしまして、一つの出張駐在所とか、あるいは一つのいわば分館というふうなものを考えていったらどうかというのをいま検討しております。これは、相手の国がそれを受け入れる場合に限るわけでございますので、必ずしもわれわれの考えているとおりにはいかないと思ひますが、もし相手の国が、出張の館員を置いてくれるだけでもいい、出張の事務所でもいいという場合には、出張の事務所を置きまして、その場合には会計、電信、事務というものは親元の公館でやるというふうなことも考えているわけでございます。

○渋谷邦彦君 現実にはいままでも何つておるし、これは私からあえて申し上げなくても十分承知しているはずの、たとえば通信士が、あるいは会計担当の館員が、通信士も兼ねたり、会計も兼ねたり、二役、三役をやっているという、こういう現実があるんですね。これでは実際に仕事はできないと思ひます。完全なオーバーワークですよ。そういう点、いま差し迫つた、解決を迫られていく問題がばくちあるんじゃないかと、こういうふうには考へます。何といつたつて、言うまでもなく、出先の機関というのは日本の顔、日本を代表しているわけでありまして、そこにいろいろな支障があるというところは、それだけ非常に大きなマイナスをつくる。当然のことだと思ひます。そこで、大平さん、いま官房長のいろいろ苦慮されているその問題を通じて、大平さん自身としては、今後、そういう問題の解消にあつて、どのように取り組まれ、実現を期していかにあるおつもりなのか、総合的に、その点をお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) いま御説明がありましたように、各省別の定員が縛られております。で、これが、政府全体として総定員が内部において融通がきくというふうな仕組みでございますならば、まだ相当の弾力的な配慮が可能でございます。すけれども、いま各省別の定員で押えられておりますので、それはまた、それはそれなりの理由があつて、沿革があつてやうなことでございまして、政府の政策としてとつてきておることに私は異議を申し述べたものではございません。したがつて、いま官房長からも申し上げましたように、総定員の増強につとめなければならぬと思ひます。その点につきましては、大蔵当局も行管当局もわりあい御理解を持つていただいております。ある程度の増員を確保することに成功いたしておるわけでございます。このラインの努力を引き続きやうまいらなければならぬと考えております。

それから第二は、これまた官房長からも申し上げましたとおり、事務の簡素化に一段とくふうを加へまして、少ない定員で能率よく仕事が消化できるような仕組み、システムというふうなものをくふうしてまいらなければならぬと思ひます。国会はじめ国民の外交に対する御理解をいただきまして、それを背景にいたしまして私どもが努力をしてまいることが第一でございますので、御支援、御鞭撻のもと、今後一段と努力を積み重ねてまいり、御期待にこたへなければならぬと思つております。

○渋谷邦彦君 その点は、いまお話がありましたとおりだと思ひますが、これからも高度ないろいろな要求がなされていくだろうと思ひます。それに対応できる在外公館の配置というものがなされなければならぬのは当然だろうと思ひます。もつと本腰を入れてその問題について取り組んでいただきたいものだなと、いかにささいなことであつても支障のないような運営ができるように配慮をしていただきたいものであると思ひます。

次に、これもいつも問題になることなんでしょうが、在外公館におけるいわゆる外務公務員の家族、一番何が困つておるのかといふと、やはり子弟の教育とそれから住宅の問題、まあ四十八年度の予算においては、やつと初めてその予算が組み込まれた、こういう段階になつたことは、曲がりなりにもその点の配慮がなされたということであ

りましょう。しかし、現実的には、われわれが海外へ参りましても、まともにはなかなか適應しておしやれないこともありますけれども、いろいろ第三者あたりを通じてうかがうところによれば、相当苦勞されておる。特に子弟の教育においては、非常に深刻な問題として受けとめられておるようであります。この点については、衆議院において、相当こまかく検討もされ、また、議論もされたようであります。あえてその問題を繰り返そうとは思いませんけれども、やはりこの際、さらにその問題について確認をしておきたい、こう思うわけがあります。

現在、在外公館の職員の方々の、要するに子弟の教といふものがどのくらいになっておりますか。○政府委員(藤取泰衡君) 職員が同伴しております子女のうち、私どもが一応学校に行く教育の対象になりました年齢を六歳以上十八歳というふうに考えました場合に、その総数は千五百一十一名でございます。――失礼いたしました。同伴子女全部は千五百一十一名でございますけれども、先ほど申しました年齢と申しますか、六歳から十八歳の間の子女は四百三十四名でございます。

○渋谷邦彦君 この四百三十四名は、さらにふえることは当然でございます。現在千五百一十一名ですが、これが、年を追うごとに、あるいはこの数が倍加されることも予想されると思ひます。国別によつて、それぞれ、その子弟の教育の受け方というものが非常に格差があるのではないだろうか。欧米各国、あるいは東南アジア地域、あるいはアフリカと大まかに分けても、そういう国々を考えたとしても、大きなやはり差があるだろう。端的に申しますと、日本の現在の教育水準というものと、現在それと地域の教育水準と、あるいは補習学校に行つておられる方々の学力というものを含めて相当大きな開きがあるのか、大体同等にいつておるか、その辺はどういうふうに判断をされておられますか。

○説明員(穂崎巧君) 御指摘の点の教育の差でございますけれども、現在、全日制の学校が全世界

で三十三校ございます。そのうち、まあ先進国と認められるものが数校ございますけれども、大部分はいわば開発途上国でございます。

そこで、どうしてこういう開発途上国に学校をつくる要求が出てまいつたかと申しますと、一つは、やはり開発途上国では学校の程度が他の国に比べて低いという点が大きな問題でございます。そういうところから開発途上国に学校をつくりたいという要望が出てまいつておるわけでございます。そこで、開発途上国の中の学校でも、先ほど御指摘がありましたように、日本の学校と比べてもちろん差はございます。しかし、だんだんと先生もふえ、学校の内容が充実してまいりますと、日本の学校にも劣らない学校ができておる。

一例を申し上げますと、バンコクに学校がございますが、これはもうできましてから十五、六年たつておりますが、数年前に日本と同じテストをやつて全校の生徒の成績を調べましたところ、日本の学校の平均からいいますと相当上にあるというふうな結果も出ております。したがって、われわれといたしましては、こういう学校の教育内容の充実、特に先生の充実はかかるということを目標にしてやつております。

それから、他の先進国でございますけれども、これは先ほどお話のありました補習校に行つておる生徒が大部分でございますけれども、これが実は、そういう国におられる父兄の方々が、子供をとにかく、たとえば英語なりフランス語なり、せつかく外国へ来たんであれば外国の学校へやりたいという希望もございまして、現地の学校へやつておるわけでございます。ただ、日本へ歸りまして、日本での入学の便宜を考慮いたしましてそういう補習校をやつておる、こういう状況でございます。しかしながら、いろいろな点から、日本へ歸つた場合の進学の便宜を考慮しまして、こういう先進国でございますけれども、現地に全日制の学校をつくりたいという要求もほつぽつ出てまいつております。もちろん、これらの学校ができました場合も、先ほど申し上げましたように、教

育内容の充実を漸次はかつていかなきやならぬと、このように考えております。

○渋谷邦彦君 いま全日制の学校が世界で三十幾つというふうなお話ございました。それで十分間に合ふとは思ひません。いま外務省のほうで試算もされておるのだらうと思ひますけれども、どのくらいこれからふやせば十分――十分といかないまでも、現地の在外公館の方々の希望を満たすことができるというふうに判断されておるのか。

○説明員(穂崎巧君) 現在までのところ、開発途上国のほうには、大体日本人がたきさんおるところは全部学校ができております。今後の問題は、いづれ先進国の地域にこのような全日制の学校をつくるかどうかという問題でございますけれども、先ほど申し上げましたように、たとえば今年度予算ではバリにつくることになっております。これが一つの刺激になりまして、あるいはヨーロッパの他の地域、あるいはアメリカ合衆国の中にそういう学校をつくりたいという希望が出てまいるかと思ひますけれども、われわれといたしましては、まず第一に、現地の父兄が自分の子供は現地の学校ではなくて、そういう全日制の学校へやりたいという希望が出てまいりますれば、それを取り上げるといふことでやつておきますので、われわれのほうからこの地域に幾ら学校をつくるというふうな計画の立て方はやつておりません。したがって、今後そういう学校をつくりたいという要望が現地から出ますれば、われわれはこれに対応しましてこれを援助していく、このように考えております。

○渋谷邦彦君 いま言われたように、確かに開発途上国、特に南米とか東南アジア地域、この辺には日本人の進出、必ずしも外務公務員の方のみならず、商社マンの家族もいらつしやるでしよう。あるいは海外移住された方もいらつしやるでしよう。ということでは、学校設立ということについては、わりあいその条件が整う場合があるのだらうと思ひます。それ以外の、いわゆる先進国家において、これが非常に苦慮されているという反

面があることをわれわれ聞いておるわけです。しかも、アメリカに例をとりますと、昨年申し上げましたように、中学校あるいは高等学校あたりで、一カ月に要する月謝から他の教材費一切を含めて三百ドルから五百ドルかかる。それじゃ現在もらつておる給料の中ではたして子供たちをそういう学校へ行かせることができないかどうか、当然ながら問題が起ころうと思ひます。

むしろ外務公務員に例をとつた場合に、一番多くそういう家族が行つておると思われ、先進国家において、もつともつとやはり配慮すべき問題があるのではないかと。ヨーロッパにおいても、いまバリの話が出ましたけれども、外務公務員の方はしつちゅう移動もある。そういう場合には、はたして今度新しくつくられる場合でも、全寮制というふうなもの、仕組みをとられて、たとえ自分の父親が転勤する場合があつても、そこでずっと学業が続けられるような方法をとるとか、いろいろなきめこまかい考え方も当然ながら起こつてくるのだらうと思ひます。そういうことを一切包含しながら、アメリカあるいはヨーロッパを中心として子弟の教育については非常に頭を悩ましておるというのを聞いておりますだけに、もつと本格的に本腰を入れてこれと取り組まなければならぬのではないかと。むしろ先進国家のほうがいまよりあせを要するそういう問題があるのではないだろうか、こう考えますけれども、その辺の解決の方法のめどはいつておりますか。

○説明員(穂崎巧君) この点は、われわれが一〇〇%もちろん完全に現地の在留邦人の意見を把握しておると申し上げる現状ではございませんけれども、いろいろ聞いてみますと、たとえばアメリカなんかにおいでになつておる方は子供をとりあえずアメリカの学校に入れる、むしろ日本とは違つた教育を受けさせたいという親の積極的な希望からそういう学校へやつておる方もある、このように聞いております。ただ、だんだん上の学級になりまして、四年とか五年になりますと、日本

に帰ってからの進学のことを考えますと、今度は逆に何とかして日本のそういう学校に入りたいという希望のあることも聞いております。したがって、われわれといたしましては、そういういろいろな希望があるというところを取捨選択しまして、皆さんの一番希望する形で、そういう現地の教育を実現するために、もう少しはつきりと皆さんの意向をつかまえていきたいと、かようには考えておりますが、現状のところは残念ながら一〇〇%完全にはいっておりません。しかし、今後の問題といたしましては、先ほど申し上げましたように、そういう皆さんの希望をこまかく配慮いたしまして学校の設立を検討してみたいと考えてます。

○渋谷邦彦君 あまり時間ありませんので、はしょって申し上げますけれども、そういう学校設備が今度整備された場合に、一番問題になるのは教師の問題、それから日本のやはりレベルに近づけるというか、あるいはそれと同等ぐらいのところまで達する教育を行なっていくということになれば、当然教員の問題とか教科書の問題が付随的に起こってくるだろうと思えます。文部省としては、そういう問題についてどういう助成のしかたを今日までされているのか、今後またどういう取り組み方をされているのか、その辺を伺っておきたいと思います。

○説明員(角井宏君) 文部省といたしましては、外務省と協力いたしまして、本年度現在、在外日本人学校に對しまして、二百二十五名の教員を派遣いたしております。教材につきましても、昭和四十二年以降に在外公館を通じて児童用の教科図書あるいは視聴覚教材等を送付してまいっております。昭和四十六年度からは、財団法人海外子女教育振興財団にこの事業を委託いたしました。これらの教材のほか、わが国の義務教育諸学校の教材基準に基づきます一般教材及び理科教材、これをそれぞれ日本人学校に送付しているような次第でございます。この教材整備事業は今後も引き続き努力してまいりたいと考えております。

それから教科書の関係でございますが、教科書につきましては、これも昭和四十二年度から外務省の御協力を得まして、在外公館を通じて、これは日本人学校のみならず、全部の児童生徒を対象にいたしまして、教科用図書を送付いたしております。

それからこのほか、教科書は先ほど申しましたように、補習学校にもいつていっているわけでございますが、あまねく、日本人学校以外、補習学校を例外といたしますれば、全くいわずにマン・ツ・マンの教育というものができないわけでございますので、それをカバーいたしますために、通信教育事業というのを四十七年度から海外子女教育振興財団に對して補助事業という形で実施をいたしているような次第でございます。

○渋谷邦彦君 いずれにしても、いろいろまだ相当の障害が残っているという印象を受けます。伝え聞くところによると、ワシントン大使館あたりでは、地下室を利用して子弟の教育に充てられていると、まことに涙ぐましい、そういうようなことも私どもの同僚議員から聞いております。また、衆議院でもそれを問題にされたようです。こうしたことは一刻も早くやはり解消しませんと、ここに並んでいらっしゃる皆さん方自身に關係する問題でありますだけに、もっとやはり本氣になつて取り組む必要があるんじゃないか。大平さんいかがでしょうか。その辺で最後の、今後の子弟の教育という問題について総合的に御見解を伺つて、時間も過ぎたようでありますので、終わりにしたいと思います。

○國務大臣(大平正芳君) 海外の子弟教育の問題、外務公務員の同僚子弟ばかりでなく、在外日本人の御子弟の教育全体につきましているいろいろな御心配をいただき、御指摘をいただいたことを感謝します。

いま仰せになりましたとおり、教育は一番大事な問題でございます。これがまた在外勤務の成否にかかると承知いたしております。した

がいまして、教育施設、教育設備、教員の問題、教材の問題等につきまして、御指摘のとおりまだ十分じゃございませんけれども、私ども教育御当局の御支援を得ながら、一そう充実してまいらなけりやならぬと覚悟いたしておるわけでございまして、一そう努力してまいるつもりでございますので、一そうの御鞭撻をお願いしたいと思います。

○委員長(平島敏夫君) 別に御発言もないようです。質疑は結局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(平島敏夫君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平島敏夫君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平島敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(平島敏夫君) 國際情勢等に関する調査を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○羽生三七君 最初に、少し朝鮮問題をお伺いして、そのあとアメリカの外交政策、そのほか二、三の問題をお伺いしたいと思ひます。

このWHOに就いて、ILO総会があるわけ

すが、北朝鮮加盟問題についてはWHO総会でもった態度と同じ態度をとるようには衆議院では答へられておるようには思ひますが、そういうことなのでしうか、お伺いをいたします。

○國務大臣(大平正芳君) いま御指摘の國際機關に對して、北朝鮮からの加盟申請があることは承知いたしております。また、そういう動きがあるようにも私どもは承知いたしてないのではありません。したがつて、そのことをこの段階で論議することは、私どもとしては御遠慮申し上げたいところでございますが、しかし、万一これがそういう動きが出てきた場合にどう対処するかということでございます。そういうことのまたお尋ねでございます。

そこで、WHOの場合におきまして私どもがとつた態度は、WHOに北朝鮮が加盟することが反對であるとか、あるいは北朝鮮に對してわれわれが敵視をしておるとかいうようなことでは毛頭ないわけであつて、そういう問題は國連總會のほうで処理されて、その結果として、國際機關に祝福を受けて御加盟になる、そういう手順が望ましいのではないかというような考え方です。その中でございまして、他意はございませんという、そういう態度でございましたので、その考え方は誤つておつたかという、私ども別に誤つた考え方ではないように思つておるということを衆議院でもお答え申し上げた次第でございます。

○羽生三七君 いまの外務大臣のお答え並びに衆議院の先日の答弁を新聞で知る限りにおいては、いまのお答えにもあつたように、要するに、國連の專門機關であるこの種の總會で加盟問題を審議するのは不適当だ。そういう立場をとつて、國連總會自体が何らかの決定をすることが適當であつて、その決定を待つという方針と承知をいたしております。

ところが、私は実は見解を異にするのであります。問題は、國連自体が何らかの決定をする際に、日本自身がどういう態度をとるか。あるいは秋の國連總會でなくとも、たとえばさきのWHO

の場合、あるいは近頃のILOの場合、いずれの場合でも、日本自身がどういう態度をとるかという点であります。国連の方針が決定すれば、それに従うのはこれはあたりまえの話であります。これは外務当局の答弁に私はならないと思ふ。したがって、国連の決定待ちというものは、日本が従来どおりの方針をとることに変わりはないが、国連で結論が出ればそれに従うということなのか、それより前に日本が自主的に何らかの方針をきめることもあるというのか、そこが問題のポイントではないかと思ふので、この点をお伺いをいたします。

○国務大臣(大平正芳君) この前の本委員会あるいは衆議院の外務委員会におきましても申し上げておいたんですが、東独がWHOに加盟するに至った経緯——何回か足踏みをいたしまして、本元のほうで、東独問題の処理について展望が明らかになった段階で、全員の祝福を受けてWHO加盟という手順になってきたと、ああいうケースが私どもとして非常に望ましいんじゃないかと、そういうことを加盟国といたしまして、みんながそういう筋道を履修していきうじゃないかというところが望ましいと思ひまして、わざわざ提案国にもなってやったわけでございますけれども、結果はあのような始末になったわけでございます。しかし、私どもがとった態度がそれでは非常なけしからぬことであつて、これはどうして直さなきゃいかぬものかと言われましますと、卒然としてそうございまして言うわけにもなかなかまいらないわけでございますので、その問題につきましては、一つの手続の問題としてそういうふうに依然として考えておるというふうにひとつ御了解をいただければと思ひます。

○羽生三七君 やはりいまの私の質問に対しては、的確な答えになつてはおりない、こう思ひます。

そこで問題は、日本が朝鮮問題を朝鮮全体としての立場でとらえずに、韓国重視、韓国第一の立場で考へて、北朝鮮の存在と国際情勢というものを軽視しておるという、ここに問題があると思ふわけですね。それで、アジアにおいては、むしろこの国際関係正常化の先頭に立たなければならぬ日本が、いつもむしろ、たとへば上野案という形にしろ何にしろ、結果的には阻止の、北朝鮮に對して加盟阻止の役割りを演じているという、これはまぎれもない事実で、まことに私は、これは結果論ですよ、主観的意図がどうあろうとも、結果はそうなつておることはまことに残念であります。いま東独の問題のお話がありました、東独と事情は確かに違ひます。若干事情は違ひますけれども、東西ドイツ双方と日本が国交を持つに至つたことは、これはまぎれもない事実であります。したがつて、両朝鮮とも関係を持つて、両朝鮮の間の対話あるいは関係の緊密化、それを願うようなそういう素地、糸口をつくるのがむしろ日本の義務ではないかと私は思ふ。そういう場合に、さきに列国議会同盟で北朝鮮の加盟が承認されて、さらにWHO加盟に続いて国連欧州本部の常駐オブザーバーという地位も、これ認められたようです。こういうふうに、国際世論の動向が大きく変わつておるときに、まだ日本は依然として、たとへば形式はどういう形になろうとも、實質上いれませんよ。韓国があるいは日本がそれに同調するかどうか、それは知りませんが、依然としてなおそういう態度を持ち続けるのか、それとも根本的なやはり国際世論の動向を見て、あるいは朝鮮問題を朝鮮全体として把握して、新しい転換の糸口を日本がつくるのかどうか、この点が問題だと思ふんです。どうもちょっと韓国にあまり義理立てが過ぎるような気がするんですが、もう少し明快にお答えをいただきたい。

○国務大臣(大平正芳君) 北朝鮮承認国がだんだんふえてまいりましたし、国際的な地位が高まつてまいつておりますことは、御指摘のとおりでございます。これは朝鮮問題を考える場合にわれわれが十分念頭に置かなければならない問題だと考へております。しかし、この朝鮮問題の主役は、何といつても南北朝鮮の方でございます。いまは、この南北朝鮮の間に、はしなくも対話が持たれるようになってきた。このことについては、たびたび国会を通じて、政府といたしましては、歓迎の意思を表明いたしておるわけでございます。

しかも、この対話は、平和的手段で、自主的に統一達成への道を探つていくというふうなことを志向いたしておるわけでございます。この平和的かつ自主的という点が私どもをたいへん勇気づける方向でございます。日本といたしましては、この平和的、自主的な統一への接近という問題につきまして、これをこそねないようになしなればならぬということを念慮しなければならぬと考へております。

第三の問題といたしまして、そういう状況のもとで、これから朝鮮政策の場合、国連その他でいやるおなしにいろいろなケースにわれわれは当面するであらうと思ふわけでございますので、いま申し上げたようなことを念頭に置きまして、今後十分、朝鮮半島における対話の進展はもとよりでございますけれども、世界各國の動向も十分注意しながら事に当たらなければならぬと思つております。とりわけ、日本の態度というものは、日本の朝鮮政策というものは、全世界が注視いたしておるわけでございますだけに、われわれといたしましては、慎重の上にも慎重に對処いたしまして、誤りを来たさないようにということをひたすら念願いたしておるわけでございます。

○羽生三七君 これ、いづれこの秋の国連総会では、これは朝鮮民主主義人民共和国——北朝鮮は、国連の常駐オブザーバーの地位を承認される可能性は私は確実になつてきておると思ふんです。そうならば、今日常駐オブザーバーの地位を認められておる韓国と同一条件になると思ひます。その見通し並びに見解を承りたい。

○政府委員(影井梅夫君) 北朝鮮がWHOに加盟いたしました結果、ニューヨークに常駐オブザーバーを置くであろうという見通し、私どももそう考へております。現に北朝鮮は、すでにこれはジュネーブのほうに對しまして常駐代表を置きたいという申し出をいたしまして、おそらく最近のうちにこれは実現するだらうと思つております。また、ニューヨークにつきまして、いまのところそれがいつごろになるか、私ども正確な情報を持っておりませんけれども、やはり北朝鮮の常駐オブザーバーオブフィスの置かれるであらう。この常駐オブザーバーの地位の問題でございますが、これは国連憲章上のものではございせん、従来慣行といたしましては、当該国から国連事務総長に對しまして、専門機関に加盟したからニューヨークに常駐オブザーバーオブフィスを置きたいという申し出をいたしまして、これを国連事務総長が事実上の問題としてそういう地位を認め、認めた結果といたしましては、国連の諸種の會議にオブザーバーとして出席をする、また文書の配付を行なう等の行為を行なつておるというのがこの常駐オブザーバーというものの性格でございます。

○羽生三七君 形式はいずれにあれ、實質的に北と韓国とが同一条件の上に立つという、こういうことになると思ひます。

そこで先ほど申し上げたことですが、日本はいつでも国際情勢の大勢がきまるとそれに従うと、非常にこれは無難であやまりのない道かもしれせん。大勢がきまればそれに従つていくという、これは日本の伝統的な、私外交政策だろふと思ひますが、情勢がこまごまきた場合には、たとへば韓国がたな上野案が無理と考へて、そういう情報もあるわけですが、今度新しい何らかの決議案を考へるとか、いわゆる進展を考へるわけですね。そういうふうな場合に、日本がまた同じようにそれに同調する。結果的に世界の大勢がきまればそれに従うという、こういうことなのか。先ほど外相が勢頭に、決して北に對して妨げをするものではないという言葉を言われておりましたが、そうであるならば、日本の意思そのものが問われておるんですから、日本の意思そのものをやはり明確にして、

韓国に対するおつき合い、これももちろん大事なことでしょ、日本としては。しかし、それも限度があることで、やはり朝鮮全体が朝鮮問題であるという、そういう理解の上に立つて、この総会の決定を待つて、すべて大勢がきまつたらそれに従うというのではなしに、総会の決定に際して、日本が主体的な態度を示すべきではないか、強く私はそういう要請をしたいのですが、いかがでしょう。

○国務大臣(大平正芳君) 羽生先生言われること、私もよく理解できるわけですが、先ほど申し上げましたように、朝鮮問題解決のかぎはやっぱり朝鮮にあるんだ。しかも自主的にやるという方向を打ち出しておられるわけでございますから、韓国がこの事態に対してどういふような考えで対処されるかということは非常に大事だと思つておられます、われわれとして交わりを持ち、濃密な関係を持つておるわけでございますし、接触の機会もたびたびあるわけでございますので、私といたしましては、まず、当事者である韓国側の御意向というふうなものも十分聴取しなければならぬのじゃないかと考えておるわけでございます。問題は、朝鮮半島が平和と安定を勝ち取るようにすることが目的なんです。まず、その、それは、やはり朝鮮半島の方々がその気になつてやつていただかなければならぬことでございます。そういう雰囲気こそこわらないようにやらにやいかぬというように考えております。

○羽生三七君 外相は、いまお話がありました、韓国の首脳とも、昨日も会われたようです、近く会談をされるようですが、むしろ積極的にいまの国際情勢の大勢を説いて、それで朝鮮半島全体が望ましい、また、日本としても願わしいような情勢に向かうことを説いて、それで、従来のような方針をやつても、私は結果的にはこれは通らないと思つて、ですからそこを十分説いて、日本の意思を伝えたらどうか。それに、またくどくなりますが、この問題の最後にもう一つ伺つておきたいことは、国連総会できまつ

たらそれに従うというのか、その前にも日本の態度が従来と変わることはあるのか、ここが問題なんです。それから、これが私の、きょうのずつと質問のポイントなんです。これについてお答えをいただきたい。

○国務大臣(大平正芳君) まず第一に、日韓の間がいろいろ接触の機会がございますので、十分意思の疎通をはかつていきたいと思つております。それから国際機関——W H O 以外の国際機関の加盟問題でございますが、いま現実にそれが問題になつてもいいし、なりそうにもございせんので、これについて、日本政府はどう考えておるといふようなことを……。

○羽生三七君 秋の総会です。
○国務大臣(大平正芳君) 申し上げるのは時期じゃないと思つて、秋の総会対策は、まだ時間もございせんから、しばらく、まあわれわれ十分検討したいと思つております。

○羽生三七君 そのしばらく時間をかせというのがおかしいんだ。すぐ決断できる問題だと思つて、日本は基本的な意思の問題だと思つて、それから、その意思を私はきょう問うておるわけ、この種の問題がいつまでたつてもきまらないというところは、韓国の出方を見て、それにどういふふうに調子を合わせるか、などというところが中心ではないかと。だから、やはり世界の大勢を見て、少なくとも国連の決定を、ちょうど中国問題、少くとも中国問題の場合でも反対の、阻止の役割りを果たしたが、結果的に国連できまつて、それに従つた、いつも日本が、むしろ日本は朝鮮問題にしろ、アジア全体の問題で主導的に平和への役割りを果たさなければならぬ立場にあるわけ、その日本が、いつも、むしろどちらかといへば阻害の役割りをやつてきた。結果的には国連の方針に従つてはおるけれども、それはまたこに残念である。だから秋の総会には時間があるし、I L O の今度の総会に、この問題が出るか出ないかもわからぬけれども、日本の主体的意思は、その場合に従来と変わることもあり得るのかという

ことです。これを聞いておるわけです。
○国務大臣(大平正芳君) 重ねて恐縮でございますが、目下鋭意検討中でございますので、しばらく時間をかしていただきたいと思つております。

○羽生三七君 たいへん残念ですね。これはあまり申し上げてまことに無難な外交で、これはあまり、ほんとの意味において、私外務当局の答えにはならぬと思つて、それはとにかく、次の問題に移ります。

ニクソン大統領はさきの外交教書で、日米安保条約の問題に触れまして、これは御承知のように、日米安保条約は両国の国際経済面での争いを除去する努力を日米両国に約束させており、両国の協力を強調しているのは偶然ではない。政治的決意を持つた意識的努力がなければ、日米の経済的紛争はその同盟関係の構造を引き裂くこともできるものであると、こゝまで言つておるわけです。これは外務省のこゝに翻訳もありませんが、若干文句は違つておるが、同じことでありまして、確かに日米安保条約の第二条では、「締約国は、その国際経済政策における互いの違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。」と、こううたつております。これももちろん経済上の均衡は望ましいことであるし、安保条約でも日米の経済協力に明らかにしてはありますが、しかし同時に、私のこゝで特に主張したいことは、安全保障の本質は、経済上の問題と、ある意味で、独立の概念と意識を持つ性格のものではないかと思つて、無関係とは申しません、経済と。しかし、ある意味では独立の概念と意識を持つ性格のものであると思つて、貿易上の不均衡はそのときの状況によつて波を打つものであるし、また、状況に応じてある種の調整を必要とするこれは当然であります。これは言うまでもありません。しかし、経済上のある時点における不均衡を口実に、安全保障の問題にからませて同盟関係の構造を引き裂くこともあり得るなどと言ふのは、これは全くのどうかつであると思つて、しかし同時に、これはアメリカの真意を突いていへるに語つ

ているようにも思ふわけでありまして。日米安保について私の基本的立場は、こゝであらためて言うまでもありません。繰り返しません。外相も御承知のことです。それから、これはあえて申し上げません。ただ問題は、そういう思想上の立場は別にして、日本という全体の立場から考えても、いま申し上げたこの点は明らかに私は不当であると思つて、安全保障上の概念と経済問題とは、これは関連する部分もありますが、本質上においては私はむしろこれは別個の概念に属すべきものであると思つて、それをからまして同盟関係を引き裂くこともあり得るなどというところは、これはどうか、それでなかつたら観念の混淆であると思つて、まず第一に、この基本的な問題からお伺いしたいと思つて。

○国務大臣(大平正芳君) 一応事務……。
○羽生三七君 しかし、これは政治的な問題で、こゝの解釈の問題ではない。政治的な本質上の問題だと思つて。

○国務大臣(大平正芳君) 教書……。
○羽生三七君 教書の文言上の問題ではない。精神に盛られた根本的なこれは問題だと思つて。
○国務大臣(大平正芳君) まずすべての条約、協定にいたしまして、根本はやっぱり締約国同士の信頼というものを基礎に置いておると思つて、それが基本のゆるぎないものである限りにおいて、そういう協定や約束というよりなものも実効があつてまいるわけのものでございまして、信頼がない場合、たいへんかわいた関係になると思つてございまして。

で、日米安保条約は、御案内のように、安全保障上の取りきめとあわせて経済的な相互協力の約束をいたしておるわけでございます。第二条にそのことがうたわれてあるわけでございます。日米安保条約というものは、安全保障の取りきめが大事なのか、経済協力が大事なのか、どちらが重くてどちらが軽いのかと問われるならば、まあどちらとも重いと申し上げるべきものと私

は考えております。したがって、非常に経済関係の緊張が高まり、食い違いのみぞが大きくなつてまいらうということが同盟関係にとつて望ましいものでないばかりか、同盟関係を危うくするものになりはしないかという指摘は、そういう意味で理解できると考えるわけでございます。しかし、教書にそれが書こうが書かないが、そういう論理は一応理解できると思ふのでございまして、問題は、この教書にこういふことを書かれたことが適切であるかどうか、これはいろいろ見方があるのじやないかと私は思つております。

○羽生三七君 不適切とも考えられると理解していいですか。

○国務大臣(大平正芳君) まあ、教書全体の検討をいま進めておりますので、この部分だけを云々するのはまだ早いかもしれませんけれども、この全体を評価する場合におきまして、これを通じてアメリカがこの時期にこういふラインで同盟国に呼びかけたということとはなせぬのか、そういう点については、なおいろいろ検討しなければならぬいものがあるのではないかと考えております。

○羽生三七君 私も、この問題は全部一とおりに読んで、さんざ考えた末のいまの質問なんです、これは、その部分だけ取り上げて言つてゐるわけではないんです。たとえば、その中の、ことばじりをとらまえるわけではないですが、この文句の中に、「一人前のパートナーとして扱うに至つた」と、まことに無礼千万なことばも出てきておるわけですね。これは全体として父権的な家父長的な態度はとらないと言いが、全くもう父権的な家父長的な態度です、この全体を貫くものは、そう理解できます。

それはとにかく、この問題に関連して外相は、これはすつと前の衆議院でのお話をだつたと思ひますが、これはアメリカの認識不足と言つておられますが、それは主として最近の貿易上の不均衡の是正がある程度進んだこととをさして言つておられると思ふんです。つまり、あの教書を出した時点における国際収支の不均衡とその後の

の状況を見て、若干均衡に近づきつつあるという、それをさしておられると思ひますが、私は貿易上の不均衡は正については、確かに円のプロットや、あるいはその後の輸出入関係からいって、相当改善されておるといふことは認めますけれども、問題は、先ほど申し上げましたように、経済上の問題で安全保障の基本政策を引き裂くこともできるというやうなアメリカの認識そのものにあると思ひます。これは非常に重要な点だと思ふので、しよつちゅう変わります。これはあとからもお尋ねしますが、これは日米経済合同委員会でもたどういふことが要求されるかわからぬし、それからまあいままの黒字基調がどうなるかわからぬ。しかし、そんなことは経済の、ときによつてあることなのにもかかわらず、これ、同盟関係と言へば安保条約のことですよ。私は、安保にはもちろん反対であります。日本の政府の立場からいっても、そのやうなどうかつを食つて、アメリカの立場が理解できるなどという先ほどお答えがありました。これは私は全く了解に苦しむわけでありまして。

そこで、この教書が、日米関係について従来のやうに政治的な問題と経済問題を分離して協議することを拒否してゐる、ある意味においては、また、官僚的なマネージメント以上の高度の政治的判断を要求してゐる、こう理解できます。この教書全体を貫いてゐるものは、この場合、貿易上の不均衡を理由に日米安保にからませて過度の要求が持ち出されるやうな場合、これはあり得ると思ひます。このままでもどんどん——黒字基調が変わつてくれば別ですが、また、きよりの新聞見ると、輸出がだいふふえておるやうですが、そういうやうな場合には、この貿易上の問題にからませて安保と経済を包括的に話し合うやうな、そういうアメリカが基本的な方針をとつてきた場合には、日本はどうされますか。つまり、安保問題と経済問題を一括して、ワンパッケージで問題にしてきた場合にはこれをどうなさいますか。私はこれは

別個の問題だと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) この教書は、羽生先生も御承知のとおり、この教書の中にも、成熟した社会において意見の相違はあるものであるということとございまして、また、われわれはこう思ふが皆さんどう考えますかという相手の考え方がそれに触発されて出てくることを期待してゐる面も私はあるやうに思ふのであります。したがつて、大事なことは、全体として教書を十分勉強し、偏見を交えずに、一べん日本は日本として評価をしてみることがわれわれのいまの仕事ではないかと考えております。

いま、あなたがおっしゃるやうに、これを跳躍台にして、どういふ要求が出されるかもしれぬが、その場合には日本はどうするかというところまでいま私は考えては、そういう要求もございませぬし、またそこまで考えが及んでないわけでございますが、当面はこの教書自体を克明にひとつ勉強してみたいと思つております。

○羽生三七君 たいへん失礼な言ひ分ですが、この教書が出てからずいぶん長いことで、これ勉強してみてもなんというの私はどうかと思ふ。基本的な問題だと思ひます。

そこで、いまのことですが、経済上の不均衡があればそれは純然たる経済上の問題として処理すべきであつて、これと安保問題ですね、これはあとかちお尋ねしますが、安保の運営上の問題とか基地問題と関連させて処理するやうなことは絶対にない、こう理解してよろしうございします。

○国務大臣(大平正芳君) 安保条約の成り立ち自体から申しまして、また、その運営から申しまして、日本の立場というものはちゃんとあるわけでございます。われわれは、日本の立場というものを対しましてアメリカが理解を持っていなことは思つておりません。また、アメリカが経済の領域における意見の不一致というやうなものを安全保障問題に転化してくる徴候があるかという、私どもは、ただいままでのところ、そういう

ことはあるやうに思わぬのでありまして、日本政府の立場は別に私は変わつてはいたしませんし、アメリカがそれを理解していないとは思ひません。

○羽生三七君 いま私が申し上げた問題につきましては、たとえば先日のアメリカとフランスとの会談で、新聞報道で見る限りでは、ボンビドー・フランス大統領がやはり同じことを言つておるわけですね。それは別個の問題である、それは個々に話し合うべき問題で、一括して処理すべき問題ではないということを言つておるやうに新聞では伝へております。したがつて、現在のところ、いまそういう要求はアメリカが出してゐなくとも、将来、経済上の不均衡に関連をさせて、安保運営上の問題や基地問題等について特別の要求を経済にからませて持ち出したやうな場合には、それは別個の問題であつて、貿易上の問題が不均衡であるがゆゑに、特に安保運営上において譲歩しなければならぬというやうなことはない、その理解してよろしうございしますか。

○国務大臣(大平正芳君) 先ほど申しましたやうに、それからからめて新たな防衛上の要求をぶつけてくると思ひませぬし、そういう徴候も全然ないわけでございます。私は、将来もそういうことは先方もしないと確信してあります。

○羽生三七君 確信してあるだけではない、そういうことがあつても日本はそれは別個の問題と理解しておるかというのをもう一度承りたい。

○国務大臣(大平正芳君) それは十分羽生先生も御承知のとおり、日本には日本の立場がちゃんとあるわけでございます。これを踏みはずするやうなことは私はしてはならないと考へております。

○羽生三七君 さきにも申し上げましたやうに、アメリカが貿易上の理由で安保条約を引き裂くこともあり得る云々と言つておるの、ある意味においてある種のおどしともとられますけれども、今日の日本の多数の国民感情を全く理解しておらないと思ふんです。私は絶対多数ということばは使いません。多数の国民の感情を理解しておら

ない。それで国民の多数は、アメリカがそれで安保の存在を引き裂くというならば、それならそれでけつこうといつて歓迎する国民も相当数はあるんじゃないかと思う。ですから、それはこの外交教書に盛られた事なることばのあやと言えはそれまでかされませんが、いよいよ大統領が発する重要な外交教書の中にこの種の文言を使つて、一人前のパートナーとして扱つてやるような、こういう文句まで入れておるといふことは、私は日本の国民感情というものを相当向こうが誤算しておるのではないか。これは私のイデオロギー上の問題や主観の問題ではありません。これは客観的な事実として日本の国民感情というものを十分理解しておらないと思われしますが、その点はどうかお考えでしょう。

○国務大臣(大平正芳) これがいわゆるどこまで他国の国民感情を理解するか、たいへんこれはむずかしい問題で、コミュニケーション・ギャップといふものはなかなか越えがたいものがあるようにしみて感ずるのであります。国内においてさえあるわけですから、国と国との間におきましてはそれは避けられない面があるんじゃないかと思ふのでありますが、問題は、そういうギャップといふものを鋭意理めてかかるのがわれわれの任務でございますので、この教書全体につきましてもそういう角度から十分検討を加えて、日米関係といふものを適正な関係に持つていかなければならぬと考えております。

○羽生三七君 それから、この教書ではまた次のように言っております。「日本は依然として安全保障を米国の依存することによって、その経済拡大に資源を自由に使うという特別の利益を享受している。日本を保護し続けているこの政治的関係は、経済面でのより大きな互恵主義を要求することにならう。」こう言つて、経済面での譲歩を要求しているわけですが、さきにも述べましたように、貿易問題に藉口して安全保障の本質に触れるのはこれは筋違ひであると思ひますが、それとともに、ここで私の言いたいことは、日米安保でアメ

リカは極東におけるアメリカの戦略基地としての日本の国土の利用で大きな犠牲を日本にしているともいえると思ひます。したがつて、アメリカが保護を強調して日本の譲歩を要求するのは、つまりアメリカが一方的に日本に利益だけを与えておるといふ、そういう発想に立つてのこの教書は私は理解しにくい。しかも、今日の国際情勢は、日本に対する現実に差し迫つた脅威が依然存在すると思ひます。むしろ極東における平和と安全の名においてアメリカが日本の基地を利用することによつて受ける利益、それが、むしろアメリカの利益のほうが大きいのではないかと思ふ。したがつて、先ほど来のことを繰り返しますが、貿易や経済問題はそれ自身で解決すべき問題であつて、そのカテゴリーの中で解決すべき問題であつて、これに関連して、いま申し上げたように、日本にたいへんな恩恵を与えてやつておるんだから、貿易上でより大きな要求をするのは当然だと言つておることは、私はやはり筋違ひだと思ふ。

この辺はいかがでしょうか。アメリカ自身も大きなやほり利益を受けておると思ふ。

○国務大臣(大平正芳) 仰せのように、安保条約も相互の立場、相互の利益を踏まえた上で相互が結んだ約束でございます。一方のみが利益を享受し、一方のみが犠牲を払つておるといふようには、私は理解いたしておりません。この条約の見方にはいろいろあるのでございまして、よく私といたしましては、その限りにおきまして、羽生委員の言われたことは十分理解できま

す。

○羽生三七君 そこで、この教書で「日本を保護し続けているこの政治的関係は、経済面でのより大きな互恵主義を要求することにならう。」という場合、来月予定されている日米合同委員会という場合、この場合で通商上の問題も問題になるでございし、それからおそく外相とロジャーズ國務長官との個別会談も予定されるだろうと思ひます。そういうような場合に、何か特別の新しい経済上の要求が出てきて——アメリカで

いまこの拡大通商法も審議されているわけですね、そういうことがあるのかどうか、その後の日米間の国際収支の関係は相当改善されてきたので、もはや問題はなにか、まだ何かここでこの教書に関連して譲歩しなければならぬような問題があるのかどうか、この辺をお伺ひいたします。

○国務大臣(大平正芳) 今度の、来月予定されております合同委員会は、従来十数回持たれたものと別段性格上の変化はございません。すなわち、この合同委員会というのはそこで何かを決定しようというものではないわけでございます。複数の閣僚が両国から出てまいりまして、出合つて、同じテーブルについて二国間の問題あるいは両国が共通の関心を持つてゐる問題につきましては隔意のない意思の疎通をはからうという趣旨以上のものではないわけでございます。今度もそういうラインで、しばらく双方の都合で延び延びになつておりましたので、今度やらしていただきたいと思つておるものであります。ただ、従来非常に緊張度を高めておるといわれておりました日米間の経済関係は、その後の経過から、緊張が漸次緩和の方向をとつておりますので、ここで経済関係について抜き差しならぬ議論が、ホットな議論が展開されるように私は予想いたしておりません。むしろ、この秋予定されております新国際ラウンドにどのようになりアメリカは取り組んでまいるか、日本は取り組んでまいるか、そういう問題につきましてはむしろ前向きな議論をしたいものだと思つておるわけでございます。ただ、御指摘のように、せっかくの機会でございますから、アジアをめぐる国際情勢、とりわけ、ポスト・ベトナムに際してのアメリカの考え方というふうなもの、またこれに対応しての日本の考え方というふうなものは隔意なく話し合つてみたいと思つております。

○羽生三七君 これに関連して、予定どおりならば来月末に予定されておる田中首相の訪米ですが、外務大臣も同行されると思ひますが、そうい

うような場合に、一体何を中心に話し合いをされようとするのか。先ほど申し上げましたアメリカの外交教書等に関連して安保やあるいは——これは安保という場合は運営上の問題、基地問題等もあると思ひますが、そういうことに関連して、経済上の問題なり安保上の問題について何か新しい重荷を背負わされることは絶対にないのか、全く単なる相互の理解のためといふことなのか、新しい重荷といふことは言葉があるかどうか、わかりませんが、そういう心配は絶無かどうか。何かあの外交教書、あれはまあ年中行事に出した事なる恒例の印刷物だといふように片づけられそれまでですが、もつと違つた意味で理解するならば、あれとの関連で何か問題はないのか、この辺はどうお考えですか。

○国務大臣(大平正芳) 日米間はあらゆるレベルで断絶ない対話を続けて意思の疎通をはからうじゃないかといふことに相なつておりました。一年ぶりで日米首脳が会われるといふこともきわめて自然な道行きだと考えております。とりわけ、最近欧米首脳の間の一連のサミット・トークスが持たれたようございまして、そういう状況背景を背景といたしまして、両首脳の間で当面の政治、経済の問題につきましては懸念を遂げていただく必要が私はありはしないかと考えておりました。いまあなたが御心配の、これを契機として新しい荷物が背負わされるとかといふような性質のものであるとは私は考えておりません。

○羽生三七君 そこで、日本は世界の情勢のこの大きな変化の中で依然として、率直に申し上げて安保至上主義といひますか、安保オンリーの立場を取り続けておる。で、アメリカの言う、そういう中でアメリカの言う新しい大西洋憲章、あるいはソ連の提唱してゐるアジア集団安保の問題、それから近くはASPAACの自然消滅、ASEAN諸国の動向等いろいろな動きが——特にまた先ほど外相のお話がありましたが、ポスト・ベトナムとの関連もあつて、アジアにはいろいろな考えなければならぬ多くの国際的要因が存在しておる

と仰るんですね。そういう場合に、日本は何らかの抱負を持っておるのかどうか、ただ漫然と従来の方針を踏襲していくというだけなのか。こういう新しい国際情勢の中で日本が何らかの抱負を持って国際問題を処理していかなければならないのか、その辺、抱負があったらお聞きしたいと思います。

○国務大臣(大平正芳君) 日本といたしまして、いまのアジア情勢をどう見ておるか、また、アジアの将来というものはどうあるべきであるかというようなことにつきましては、当然考えておかなければならぬわけの任務であらうと思えます。その場合に、日本が何ができるか、何ができないかということも、十分踏まえてからなければならぬ問題でございます。それだけの少なくとも用意を持って、これは対米ばかりでなく、それぞれの国との接触にあたりまして先方の理解を十分取りつけていく努力をしなければならぬと考えております。

○羽生三七君 最後に一、二お伺いしたいことは、いま申し上げましたように、これは実質上 ASPAC は自然消滅したことになると思いますが、これは自然消滅と日本政府ももちろん考えておると思いますが、それでいいのかどうか。それで日本はこれにかかわる新しい機構を考えているのか、あるいはこの種の組織はもう必要はないと考えているのか、その辺はどうでしょうか。

○国務大臣(大平正芳君) ASPAC につきましては、たびたび本委員会でも御質疑がありまして、私からいまの段階で總會を持つということとは必ずしも適切でない、これをどうするかという問題は、日本だけで決められる問題ではないので、自発的な組織でございますので、メンバー各国のコンセンサスが出てくることを期待しておるんだという趣旨で御答弁申し上げてあったんでございますが、この間、そういうラインで一応總會無期延期の措置がとられたようでございます。これが、こういう姿で将来どういう結末になってまいりますか、さだかな展望は持っておりませんか。

ども、少なくとも当面總會を持つというような環境ではなからうと考えております。

それからアジアの地域協力として新しい構想を持つておるかというお話でございますが、アジアの地域協力機構といたしましては、国連傘下のいろいろの機構がございますし、また、東南アジアで ASEAN というような仕組みもできておることは御案内のとおりであります。国連系統の国際機関につきましても、漸次充実が見られておることでございますが、国連以外で、それでは別個の第三の仕組みを構想しておるかと言いますと、まだその域に至っていないわけでございます。その可能性というものを検討は怠つてはならないと思えますけれども、いまの段階で御提示申し上げるようなものを私は持っておりません。

○羽生三七君 私は、ASPAC の再版というよりな、従来のようなゆるゆる反共同盟的なものをまた再びつくるべきではないし、またつくられるような客観的な条件も存在しておらぬと思うんですね。新しい機構がもし必要であるならば、むしろ平和共存を基礎とした、力の均衡政策というものを否定した新しい七〇年代にふさわしい価値あるものが創造されなければならぬ、そういう意味なら、私はアジアに新機構ができることは必ずしも否定しませんが、従来のようなものの再版を新たにまた志向するといふようなことは私は反対ですが、その辺のお考えを承りたいと思えます。

○国務大臣(大平正芳君) 羽生委員と私もほぼ共通の理解を持っております。

○羽生三七君 最後にもう一つ、二つですが、時間がありますから簡単に伺いますが、核防条約に関連してわが国と国際原子力機関との間で保障措置の協定の予備交渉が開かれるというように聞いておるんですが、この本筋の条約の批准というものは一体どうなるのか。これは調印ができてからちょうど三年になりますですね。ですが、この条約の批准問題は日本の外務省としてはいまだういふふうに考えてどういふことになっておるか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(大平正芳君) これは御案内のように NPT を署名いたしましたときの政府声明で三つの注文がついておるわけでございます。まあ一つは、御承知の核保有国の軍縮の状況。第二は、日本のような非核国の安全保障の問題。第三は、核の平和利用について実質的に平等な地位を確保するといふような意味の、三つの条件がついておりまして、第三の平和利用について、他の国々との間で実質的な平等が保障される必要があるということについて、われわれといたしましては、ユーラトムと国際原子力機関との問題についての交渉を注目いたしておたわけでございますが、御案内のように、合意ができたようでございます。これより前に、国際原子力機関のほうでは、日本の要求なんかもいふん組み入れた一つのモデルをつくりまして、そのラインに沿ったユーラトムと原子力機関との間の保障協定というふうなものもでき上がったようでございます。したがって、いま御指摘のように、日本として原子力機関とそういう状況を踏まえて交渉、予備交渉をやってみようという決意をいたしまして、近く開始させていただきますたいと思っております。しかしそれは、政府声明のうちの三つの最後の部分だけの問題でございます。一、二の問題につきましては、いま自由民主党のほうで特別委員会が持たれて御検討をいたしておる段階でございます。したがって、原子力機関とのほうの保障協定のほうがどうなりますか、その結末も合わせて吟味を願つて、それで国会のほうにどういふ出方をいたしますか、十分政府与党内で検討をさせていただかなければならぬと思っております。もともと原子力機関との予備交渉、つまり予備交渉というのは昨年からのにもう瀬踏みはやつておるわけでございますから、今度やるのはいわば正確に言うところ再開の姿になると思えますが、それでひとつ詰めてみたいと思っております。

○羽生三七君 そういうまあある意味において技術的な問題も重要ではありますが、これはまあ余談ですけども、私、昨年訪ソした際に、ボドゴ

ルヌイ最高会議幹部会議長とかなり長時間会話をいたしました。その際に、核を持つ国が核を持たない国の安全保障についてはどう考えるのか。この問題については、みずから先に核を使用することはないといふことを一九六〇— あれは何年でしたか、ジュネーブでコスイギン首相が発言しておるわけですね。ですから、その発言はなお今日も生きておるか聞きましたら、もちろん生きておるといふ答えがありました。その後、私、ソ連の外務当局の首脳部にも尋ねましたが、同じ答えでありましたが、そういう問題も、単に技術的な問題だけじゃないに、そういう問題も十分検討した上で、やはり、もし正当と思ふならば、やはり批准すべきものは批准するということではないかと思ふんですが、これはまあ私の感想だけを申し上げて、最後に、これで終わりますが、北ベトナムとの国交樹立問題は、もう障害はないと思ふんですが、これは近くそういう手続がとられるものと理解をしてよろしくございませうか。いかがでしょうか。

○国務大臣(大平正芳君) 仰せのように、格別障害あるようにも思えないのであります。したがって、遠からず両方合意する場所まで交渉をやつてみたいと考えております。いつごろどこでということまでまだきめていないわけでございますけれども、羽生先生おっしゃるとおり、重大な障害は私はないと思っております。

○羽生三七君 終わります。

○渋谷邦彦君 最近のたいへん激しい世界情勢、とりわけ、アジア情勢の変化に伴つて、当然のことながら、日本が果たさなければならぬ役割、責任というものは非常に重くなったというふうに理解されるわけです。ところが、先ほどいろいろ議論を聞いておまして、政府の外交姿勢、とりわけ、アジアに対する考え方というものは、非常に消極的じゃないかという印象を強く受けるわけです。待ちの外交というのか、あるいはいろいろな情勢の変化を静観しながら、当たりさわりのないように、傷がつかないようにというよ

うな、後ろ向きの考え方と取り組み方というものの、非常に疑問に思ひわけです。大平さん自身も、かねてから言われておりますように、また、政府自体としても自主外交というものを積極的に今後展開をしていくのだというような考え方をすればしは述べられております。はたしていままでの一貫したやり方、特に中国との国交正常化が開かれて新たな転換を迫られておりますときに、許されるだろうか。はたしてそういう姿勢がそのまま貫かれているだろうかという疑問を抱くわけです。先ほども問題になりましたWTOの北朝鮮の加盟承認の問題にいたしましたが、このままで推移していきますと、また逆重要事項指定方式のような思わぬ失敗を日本がかぶらないとも限らない、こういうことも考えられましょう。それからまた、AS PACの問題にいたしましたが、これからまた検討中である。一体どういう展望に立って今後わが国外交の展開というものを考えているのか。この際思い切った外交政策の転換を政府自体としてはおやりになるべきではないだろうか。いままでのような後ろ向きというか、まあ非常に抽象的な言い方かもしれませんが、むしろ——外交というものは相手があると先ほどもおっしゃった、当然のことです。それだけに、相手があるだけに、もともとと積極的に対話の場所を設けながら、新しい一つの環境というものを整備していく、そこに日本としての大きな役割があるのでないだろうかというふうに、いまもこうやりとりを聞いておりますして、しみじみ感ずるわけです。どうでしょう。これからもおそらくアジア情勢というものは予測もつかないような変化もされていくでしょう。その時間的な速度というものはきわめて早いものじゃないか、われわれの想像もつかないようなスピードでもって展開される。そういうときに、一体どういう情勢の分析をし、それにどう一体対応していくか、それは当然それはおやりになっていらっしゃることであらうとは思いますが、それとも、はたしていままでの、従来のような考え方を踏襲しながら貫いていいんだらうか、私は素朴に

そういふ疑問を抱くわけです。したがって、基本的な問題の一つといたしまして、抜本的に政府自体の外交方針というものを転換するの必要にきているのじゃないかと、そういうもう時期にきているのじゃないかというふうに考えられますけれども、いかがなものでございましょうか。

○国務大臣(大平正芳君)　まあ渋谷さんのお話を伺っておりますと、政府のやり方というのはどうもすっきりしない、隔靴掻痒の感がおありのようでございます。私もあなたの言われることをよく理解できるわけでございます。ただ、政府の立場というのは、すべての国と友好関係をそこなわないでやりながら、新しい情勢に間違いなく対処してまいらなければならぬこととございまして、政府の方針は確固不動で、へんばんとひるがえる旗のようにもろはつきりしておるのだということが、はたして外交的な実効をあげていく場合に適切かどうかということを判断した場合に、それは必ずしも適切でないという場合もあるわけでございまして、そこが現実には外交権をおあずかりをさしていただいております政府の立場の持つ制約であらうと思うんでございます。問題は、外交的な成功、実効をあげてまいることが大事なことでございまして、それに対してどういう時期にどういう手段を選択、配列してやってまいるかというところにむしろわれわれは非常に苦心をいたしておるわけでございます。また時期的に、いまの段階で政府の方針を宣明申し上げるのがいいか、適切でないかという判断も、また非常に重大なものでございまして、国会のお立場からいうと、すでにもう政府としてはぼろ考えがまとまっておるんだから、ここではつぎりと言ったほうがいいじゃないかと、言われる場合に、いろいろなことを考えまして、まあこの時期は御遠慮させていただいたほうがいいんじゃないかという場合もありますことを、あわせて御了解をいただきたいと思うんでございます。要は、大きな方向を誤らず、国益をそこなわないように手がたくやっておりますと、逆にわれわれが相当はでな外交を展開しておると、皆

さまざま方からそういう軽率なことは困るじゃないかというおしかりを受ける場合も私はおそれるわけでございますので、政府の立場というのはいさういさう立場にあるんだということをひとつ御了解をいただきたいと思ひます。

○渋谷邦彦君　たいへんうまいお答えだと思ふんですね。手がたくと言へば非常に聞こえがいいし、また一方において、じや政府自体がはでな外交を展開した過去の経過があつたであらうか——少なくとも私の記憶には鮮明に浮かび上がつてこないわけであります。しかし、政府といへども、基本的には世界平和を目ざすという、そういう立場から、あらゆる国々と平和的な折衝を展開していく、これはあるはずであります。ということには、やはり等距離外交というものの一つの基本を置かれて、そして今後のいろんな国交を通じた日本の国益に合致する、そういう行き方をこれからも強力に進めていこうということであるとするとらば、たとえばこの北朝鮮の場合についても、かつての中華人民共和国についてもはたしてそういう姿勢というものがとられたであらうか。中国の場合はいままで敵視政策をとつていたじゃないかということ、たいへんな評価を政府は受けてきました。ところが、米中は接近した。それにならうかのように日中国交正常化の道が開かれた。おそらく、そういう行き方で行きますと、北朝鮮の場合も同じではないか。まあベトナムはいま進んでいるようでありますけれども、その他のいわゆる社会主義国家と目されるような国々に対しては、特にアジアを中心とした区域については、そういうような行き方というものがなされはしないか。そうすると非常に日本としてはへんばな行き方になるおそれはあるだろう。もちろん全部が全部そうだとは思ひません。全部が全部そうだとは思ひませんけれども、そういうところにはなすすすした日本の外交姿勢というものがあるんではないかということ、むしろもっと積極的にやらねばならぬ問題が、日本の責任という範囲内において必ずあるはずである。先ほど指摘されております

すようなASAPACの自然消滅に取りかわるべき問題にいたしましたも、これからのアジア地域の繁栄を期するためには、一体どういふ形のものが見えようか、もちろん国連という存在もございましょう。けれども、アジアはアジアとしての解決を迫られる問題というものはたくさんあるはずなのでございますね。国連にあるその機能というものはたよれない、アジア自体でその解決をしなければならぬという問題がひそんでいるはずであります。そういうことを前提に考えた場合に、もっとそれを切り開くための道として日本がイニシアチブをとることも決してではな外交でもなければ何でもない。むしろあたりのことをどうしてあたりまえにやれないだろうかという気持ちすら起こるわけなんです。その点を申し上げておるわけでありまして、その意味から、もっともっと積極的な姿勢を基本的に示すべきではないか、こう考えるわけです。いかがでしょう。

○国務大臣(大平正芳君) 先ほど申し上げましたように、渋谷先生のおっしゃる、言おうとされる気持ち、外交のあるべき姿ということとは、私よく理解できるのです。ただそれをどういう手順で、どういふタイミングで運んでいいるかという手段と時期の選択というのが、われわれにゆだねられている問題でないかと思うのでございまして、それにつきまして、あるいはごらんになっておって隔靴掻痒の感がされるかもしれませんけれども、向いている方向に間違いがなく、あげる成果に間違いが無いものであれば御理解をいただきたいと思ひますし、そういうものでない限りにおいては、びしびし御批判をいただかなければならぬと私は思うのであります。われわれの立場、役割りというものには、政府は政府なりの立場を持っておるということに対しては私から御理解をお願いしたところであります。

○渋谷邦彦君 次に、まあ時間の制約もございましてで次に移りますが、しばしば当委員会においても議論の対象にされてまいりました発展途上国における援助計画の今後のあり方について何っ

いまでもしばしば指摘がなされてまいりましたように、相手から要請があつて初めて日本が腰を上げると、言うならば受け身のそういう援助に終始してきた感が強いのではないかと、とにかく相手から何事もなければこちらとしては相手の事情もわからないし、まあ簡単に言えばそういうようなことになって、ともするとGNP一%までは援助額を引き上げるんだと言いつつも、一向にその実効があがつていないという現状ではないかと思ふんでありますけれども、現実在最近の例を見ましても、大平さん御承知のとおり、もうGNPに對する援助比率がきわめて低下しておりますね。最近だけでもずっと低下しております。こういった一休状態をどう受けとめて、そしてこの發展途上國に對する經濟協力を中心とした援助というものを推進しようとおやりになるのか。いろいろな問題點が出てきていると思うんです。それをどういうふうに整理されて、これからの一つの日本としての基本的な援助政策というものを推進されていられるのか。やはりその一年前の考え方と、それから現在一年たつた今日においては、そのあり方というものがやはり変化してきていると思うんです。その変化に対応して、それに見合つた援助というものがなされなければ、せっかく發展途上國において期待し得る援助というものは日本から望めないという批判が出ないでもない。こういう点をこれからどう整理をされながら進められていられるのか、それを伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) まあ日本の経済協力政策、受け身に終始していいやしないかという点でございますが、これはひとつ御了解を得ておきたいのは、援助の受け入れ国側の立場に立つて、その経済の自立、民生福祉というものに何か寄与するところがなければならぬわけでございますから、主体はあくまでも受け入れ国側の立場というものを主にせにやならぬという意味で、日本が受け身に回るのは私は正しい態度だと思つてございませう。

す。ただ、あなたの言われた趣旨は、経済援助、経済協力計画全体について、主体的に、自主的

に、日本でそういう要求があった場合には、受け入れ体制をちゃんとかまえておけという御趣旨でございますれば、私はそのとおりだと思ふんでございいます。で、その点から申しますと、確かにこれまでの日本の経済協力というものは、量的にはは相当伸びてまいったことは事実でございすけれども、これはその条件において必ずしも先方の要求とかけ離れておることが多くて、あるいは日本の輸出の先行投資じゃないかとかいうことが云々された。つまり、条件がきびし過ぎるということであつたのではないかという批判について、いやそうじゃなかったと私は言い切れないと思ふんでございす。それからとりわけ、政府援助はあまりにも乏しいじゃないかと、これは数字的にも歴然としておるわけでございまして、先進諸國に比べましていかにも見劣りはしておるわけでございまして、その点はそうでないと思ふことは私ではできぬと思つております。したがつて、日本はしかし、経済力を漸次身につけてまいり、援助能力も漸次増強してまいったわけでございすので、まず条件の緩和ということにつきまして先進國と比較いたしましたして、各國が理解できるころまでは早いところもつていかなけりやならぬと考えておりますし、それからとりわけ、政府援助は量的にまずこれはふやしていかなけりやならぬということもよく自覺いたしておるわけでございまして、その方向で努力をいたしておるわけでございす。それからさらに、援助をひもつきにしがちでございましたことは御指摘のとおりでございす。が、今後は、むしろいま全部の援助についてもうひもつきをやめてしまおうじゃないかということにつきましては、むしろ日本が主役になりまして、いま唱道いたしておる状況でございまして、まだ國際的には一般的なアンタイングという制度ができていないわけでございす。が、われわれはあらゆる機会を通じて、もう一般的にひもつき廃止しようじゃないかということを、むしろ

日本のほうから積極的に発言をいたしますのみなすのみなすならず、現実のプロジェクトにおきまして、アン
タイインクにすることというのをどしどし進めて
いつているわけでございます。したがって、日本
が経済の自立をみずから達成する段階におきま
しては、いろいろなことが言われたわけでござい
まして、ある程度までやむを得なかったことと思
うのでございますけれども、漸次これからはそう
いった点を是正しながら、相当世界的な理解と期
待にこたえられるだけの経済協力、私は持つてい
くように努力しておりますし、また、それを持つ
ていくだけの力が日本にできたと思うのでござい
まして、そういう方向に鋭意進めて御期待に沿わ
なきやならぬと思っております。

○ 渋谷邦彦君 外務省でもすでに試算済みだと思
うんですけども、特に昨年度の例を引き合いに
出しますと、確かに、前年度に比しますと伸びて
はいるのですね。けれどもGNPのはうがはるか
に伸び過ぎていたために追いつかないと、援助
比率が。ところが政府としては基本的には一つの
目標があるわけですね。その目標に到達するには
なかなかこれからたいへんなことではないだろう
かと。先ほども申し上げたように、もう援助比率
そのものがすでにダウンスすることは確定的とも見
られている。これはいつまでいっても目標に達成
しないというようなことにはなりはしまいかと。い
ままで政府が立てられた目標に向かって援助比率
というものをはたしてアップできるのかどうなの
か、その辺の見通しはどうですか。

○政府委員(御近衛尚君) 先生御指摘のように一九七二年の実績は目下まだ集計中で、公表の段階に至っておりませんけれども、いま私どもの手元に参っております暫定的な数字を引きますと、いわゆるその政府の直接やっております政府開発援助の数字で一九七一年には〇・二三%であったものが、おそらく大体〇・二一%くらいに下がるであろうと、これは絶対数で申し上げますと七一年の実績は五億一千万ドルであったのが七二年には大体六億ドルをしておりますので、約二〇%

くらい増しておるわけでございますが、御指摘のように、GNPとの対比でいきますと数字が下がってまいる。したがって、先行き、さらにこういう傾向が続くはしないかということがおそれられることは事実でございますが、わが国の予算の制度の関係から、この政府の直接の援助と申しますのは、どういたしまして政府の予算の中で組むものがほとんど全部でございますので、その長い先の見通しというのを、予算が単年度制であるということから、必ずしもあまりはつきりしたことを申し上げるわけにはまいらないわけでございますが、外務省なり主管官庁が予算を要求いたしますときには、やはり少し先のことを見通して、少なくとも現在のところ、DAC、OECDの開発援助委員会のメンバーになっておる諸国の平均の政府直接援助でありますところの〇・三五％ぐらいのものになるべく早く到達するということぐらいの目標を立てまして要求をしてまいるとというのが目下のところの大体の方針でございます。それ以上のことはなかなか、いろいろな予算をつくります上の問題とも関連いたしますので、はつきり申し上げられないというのが現状でございます。

全体　先生の御指摘になりました一％と申しますのは、いわゆるその援助の総額でございますが、これにつきましては、一九一七年度におきまして〇・九大％というところまでまいりまして、ほとんど目標に到達するかという状態になったわけでございますが、この点につきましても、これもまだ集計中で、はっきりした数字は出ませんが、若干下がるのではなからうかというふうに見られております。これはむしろ、輸出の際の延べ払いとか、そういうようなものが入っておりますので、昨年のこの通貨の変動による影響が、比較的一時的な影響がおもであつて、これはまた今後の通貨の安定とともに盛り返してくるであらうというふうに推測されております。

○渋谷邦彦君　先ほど御答弁の中で、要請があつて、それからこちらが始動すると、動きを開始す

ると、受け身のそういう立場というものが一番望ましいんだというお話がございました。先ごろ、当時の三宅南東アジア第一課長が北ベトナムに行かれたとき、これは明確かどうかは私はわかりませんが、北ベトナム側のほうからは、日本として将来どのぐらいの援助をしてもらえるのかというふうな話をされたというふうにわれわれ聞いておるんですが、逆なんです、そうなりますと。北ベトナムとしては、日本としてはどのぐらいの額まで援助が可能なんだと、むしろこちらが、まあそれも要請といえは要請かもしれませんが、むしろそういうことになれば、日本としてはもつとそういう問題を通じて、受け身であらうと、そういういろいろな関係性がありますので、あえてここでどっちが正しいとか、どっちがうまくないということは言いません。しかし、そのためには、各地域の国々の実情というものを十二分に掌握しておく必要があるであらう。はたして現在の機構、いわゆる在外公館を通じてのいろいろな調査もあるわけですが、はたしてそれで十分な実情調査というものはできるのかどうなのか。その実情調査というものと、それから相手国からの要請というものがはたして一致するものなのかどうなのか。その辺が非常にこれから問題であらうと思ふんです。それで、出先のほうから入ってきた分析結果の調査によれば、これはともじやないけれども、相手国には出せる額ではない、あるいは出せる援助ではない、こういうふうになるのか。無条件に、あるいはその相手国の要請に応じて、そのまま日本がその要請にこたえるような援助をするのか。その辺の関連と今後の見通しですね、どんなふうに進めていかれるのか。

○政府委員(御座清尚君) 北ベトナムの場合、三宅課長に対しては、御指摘のような、質問と申しますか、あれがございましたことは私も報告を受けておりますが、日本は、これに對して、三宅課長の一行は何ら返事をする立場になかったという事も事実でございますが、わが国が、過去におきまして、あるいは今後でもございまして、

うが、援助をやつてまいります上で、そういう援助の総要請額が先にきまつて、その中で援助の金額といふんです、プロジェクトの数なんかをきめていくやり方をやつてきておりませんで、むしろ逆に、わが国が相手国にとってこういう分野のプロジェクトでいま相手国が計画しておるようなものが適当であると思ふような、そういうプロジェクトと申しますか、事業計画と申しますか、そういうものを選んで、それに対してわが国が援助の手を伸ばす、あるいは商品援助なんかの場合もございまして、そういう個々のものを積み上げていって、結果的に総額がきまつてくると、そういうようなやり方を従来やつておりますし、今後も大体そういうふうなやり方のほうが適当なのではなからうかと思つております。

そこで、御指摘のように、在外公館等を通じて実情の調査ということと今後の見通しというものはなだぶつかつてくるような感じになるわけでございますが、プロジェクトなどの場合、あるいはまた、世銀等が主催いたします協議グループというふうなものは、大体において受け取り国側から説明をよくしてまいりまして、その説明を在外公館が取り次ぐなり、あるいはそういうグループでの説明を受けて、それをこちらで検討いたしまして、それに基づいてこういうプロジェクトを取り上げるとか、このくらの商品援助を与えるとかいうふうな決定していくというものが従来やり方でございます。その点については、それはど情報がいままでわが国が援助を与えます場合に、おきまして不足しているというふうな事実はないかと存じております。

○渋谷邦彦君 この問題については、まだこれから問題点が出てくるであらうと思ふので、次回にしたいと思ふので、最後に二つだけ確認しておきたい問題がございまして、何つておきます。

一つは、北ベトナムとの国交樹立交渉を踏まえて、三つの条件が北ベトナムのほうから出されてゐる。その中の一つが、一番問題になるので

はないかと思ふことは、賠償問題。しかし、政府としては、すでに三十九年、サイゴン政府を通じてそれが完了しているという理解、認識に立っている。で、でき得ることならば、その賠償問題といふことも、むしろ、賠償にかわるべき援助——経済援助を通じて、北ベトナム政府には了解を得る方向であるというふうなことが伝えられておりますけれども、この問題についてはどういふふうにこれから取り上げられ、そして解決への方途を考えておられるのか。これ一点。

それから第二点は、先ほどもちよつと問題が出ましたが、核防条約の早期批准という問題がございまして、大平さんは少なくともことしの秋ぐらには批准をしたいという考え方をいままで衆議院の外務委員会等においても述べられておつたと思ふんです。ところで、最近、英国を中心として西ドイツ、オランダが濃縮ウランの共同開発を手を結んでやろうといふことがきまつた。こうなりますと、これも申すまでもなく、核保有国の英國が関係しているということになりますと、さきにすでに合意を見ております国際査察制度のワケ外に置かれる。すると西ドイツやオランダはたいへん、同じような利益を享受することができ、非常にうまい話だと思ふんです。そうなつてきますと、日本は一体どうなるんだらうと、たいへんこれからきびしい国際査察というものを受けなければならぬ状況下に置かれてくることは必至ではあるまいか、この辺の見通しと、いま申し上げたようなことに関連する今後のあり方、こうした場合にいま起こっている事態を踏まえて、それでもなおかつ、ことしの秋ごろにあるいは予定をされております早期批准というものに踏み切るのかどうか。

この二つをお伺いして私の質問を終わりにしたいと思ふます。

○国務大臣(大平正芳君) 第一が、ベトナムの賠償問題と北越に対する援助問題でございますが、この間三宅君、ハノイ訪問の際に、こちらから先方に申し上げましたのは、国交交渉というものは

無条件でいきたいという申し入れをいたしましたことは事実でございます。という意味は、ベトナムに対する賠償問題というふうなものがつまずきの石になるというふうなことでは困るので、そういう趣旨で、無条件に話し合いたいということでございます。先方は万々承知したという御返事はちょうだいいたしておりますが、私どもの印象では、これが重大な支障になるとは考えておりません。

で、北越に対する援助問題でございますが、これは国交樹立前におきましては赤十字等を通じて緊急援助を実行をいたしておりますことは事実でございますが、本格的な援助はどうしても国交樹立後になると思ひますが、その場合の考え方、一体マルチの援助なのかパイの援助なのか、そういうような点について大抵の感觸は何つてまいった程度でございます。具体的にプロジェクトというふうなものを踏まえての御要請というふうなものはまだ受けておりません。経緯はそうなつております。

第二の点につきましては、国連局長から御説明いたしました。

○政府委員(影井梅夫君) ただいまの核防条約の批准の問題でございますが、先ほど大臣から御説明がありましたとおり、保障措置制度につきましての交渉、この実質的な再開、実は明日からウイーンで行なわれる予定にしております。これに関連いたします問題は、ユーラトムと原子力機関との間の協定、四月五日に署名されておりますが、これとの実質的な平等性を確保する。ところで、ユーラトムは小さい一種の国際機関である。これに對しては、日本は国内査察制度を持つておる。この日本の国内査察制度、これとユーラトムが行ないます査察、これを実質的に平等な基礎に置きたいということからいたしまして、技術的には問題がないわけではない。したがって、これがなるべく早く片づけばいいのでございまして、どのぐら時間がかかるかわからないというものが現状でございます。なるべく早く原子力機関

との間に交渉を成立させたいと思っておりますけれども、ただいま申し上げました理由によりまして、技術面で問題がないわけではないというふうに考えております。したがって、現段階におきましてこれがいつ成立するかというところは、ちょっと予測できないというところでございます。

それから、先生御指摘の第二点でございますが、核兵器国たるイギリス、これにドイツ、オランダが加わって濃縮工場をつくった場合に、ドイツ、オランダ、これは核兵器国たるイギリスの一種の特権と申しますか、これが均てんして非常に有利な地位を占めるのではないかと御質問の趣旨かと思いますが、これは実はドイツそれからオランダがどういふような形態でイギリスと共同研究をしているか、言いかえますと、それぞれの国がどのぐらいの管理権を持っているかというところの詳細が実はわかっておりませんので、いまのところ何ともお答えできない。ただ、原則と申しますか、基本的な考え方としては、核防

条約のこれは第三第一項の後段でございますが、「この条の規定によつて必要とされる保障措置は、当該核兵器国の領域内若しくはその管轄下で又は場所のいかんを問はずその管理の下で行なわれるすべての平和的な原子力活動に係るすべての原料物質及び特殊核分裂性物質につき、適用される」という規定がございますので、基本的な考え方としては、ドイツ及びオランダ、それぞれの領域内に設けられます濃縮ウラン工場、これに關しましては、このドイツ及びオランダがそれぞれ核防条約に正式に加入いたしました後においては、原子力機関による査察を受けるというのが原則ではあるまいかというふうに考えております。

○委員長(平島敏夫君) 午後二時まで休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後二時七分閉会

○委員長(平島敏夫君) ただいまから外務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国際情勢等に関する調査を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○森元治郎君 三十分の時間ですから、短く質疑を打ち切れるような種で質問したいと思つて、七月アメリカ、八月……。どんな御予定ですか。七月アメリカ、八月の終わりにソ連に行きたい、これは総理も一緒、それから秋には、十月ころと言ふんだが田中さんのヨーロッパ訪問とか、それから下つて年末ころ東南アジアとか、大臣もそれについて行かれるんでしようが、その御予定を伺います。

○國務大臣(大平正芳君) これからの外交日程でございますが、七月の三十一日と八月一日、日米首脳会議、ワシントンで予定されております。これはきまつております。それから八月下旬から九月にかけてソビエト訪問——モスコ訪問を先方に申し入れておりますが、まだ最終的な返答には接していません。それから九月下旬から十月の初めにかけて英独仏三國への総理の御訪問を計画いたしております、一部はきまつておりまして、全部はまだセツトされております。

その他につきましては、まだモーションを起こしていないわけですが、東南アジア等につきましては、それを終えたあとで考えたいと思つております。

○森元治郎君 北京——中国の訪問の何か予定はありますか。

○國務大臣(大平正芳君) いまのところ総理の中国訪問の予定はございません。それから私自身もいづれ参りたいと思つておりますけれども、いつ参るといふところまでのお話にはなつておりません。

○森元治郎君 すべてこれらの国々とは大きな懸案をそれぞれかかえておられるわけですね。ソ連のはうは平和条約を中心とし、アメリカとは経済

あるいは防衛あるいはキッシンジャーが言ひ出した例の新しい大西洋憲章の構想、ソ連では集團安全保障問題、たくさん重要問題、どれも緒につくうとして居る段階。中国とはさしずめ実務協定、日中航空協定をいまやつて居るところ、そして平和友好条約に進む、これも大きな問題。平和友好条約のほうはどうですか。そうせかないようなんを骨子として条約文につくりかえることはいとやういことだと思つて居るんですが、作業は全然しておらないようにも見えるし、どうなんですか。日中平和友好条約の締結について急ぐ必要もないけれども、できるものならつくつてもいいんじゃないか。日中航空協定が片づかなければだめという、それはど般重なものでもないと思つて居るんですか。

○國務大臣(大平正芳君) 共同声明によつて明らかとなつて、各種の実務協定の締結交渉をやるというところ、それから平和友好条約の締結交渉をやるというところは両方で合意を見ております。それで、いまよりあつた実務協定の締結を急いでいるわけでございます。で、そういう取り運び方につきまして、日中双方に意見の違いはございませう。つまり、実務協定をまずやろうというところに、つまり、意見の違いはございませう。それから平和友好条約はそのあとでなけりやならぬという、仰せのとおりそういう約束もございませう。で、おろを見てということになつておるわけでございます。

○森元治郎君 どうも実務協定をまずやろうというんですが、これ並行してもいいし、むしろ早くなれば、早く共同声明を条約の基礎の上に確立するといふことは、これ大事なことだと思つて居るんですね。あれだけできれば、根本方針については両者完全な了解ができたんだから、あれでいいんだ、来年でも再来年でもいいんだでは、やっぱりだめなんですか、これを私はすみやかに、実務協定もさることながら、どんどん進められてはいいかかと思つて居る。どうでしようか。

○國務大臣(大平正芳君) そういう考え方もあり得るし、また、それに対して私も反対ではないわけでございますが、とりあえずのことといつたしましては、せつかく手がけております各種の実務協定を何とか早く仕上げていこうというのが当面の任務じゃないかと考えております。

○森元治郎君 そのせつかく手がけて居る日中航空協定、案外根本原則でつかつかつちやつて一向に進まない。打開に自信がありますか。ここでもこの前何つたが、もう大臣の決心いかんでいくんだが、なかなか踏ん切れないで、さすがの大平さんのじょうずな答弁も中国には通じないやうで、やっぱりこれはイエス、ノーの太い線の答弁がないと航空協定できないと思つて居るんですね。台湾は中国の領土であるという立場をとる中国を理解してこれを尊重するといふ、尊重するのなら結論ははつきりしているのじゃないかと、そこでまあごく簡単なやうでつかつかつちやつて居る。最高責任者の断にかかつて居る。交渉は現実これは決裂の状況だと思つて居る。もし日中間がもっと仲悪かつたら、決裂と新聞は書くですよ。おそろく新聞があんなり書かないのは、それから世間も騒がないのは、何かおだやかに早くできてほしいという好意的な希望が朝野にありますから、見守つて居るので、ほんとうは交渉は断絶状態だと思つて居るんですが、どうでしようか。

○國務大臣(大平正芳君) 仰せのとおり、政府の首脳的決断にかかつておると思つて居る。その際、国の内外を通じて、一応納得が得られる措置をやつてまいらる上におきましては、相当デテールにわたつて技術的な問題、行政的な問題を固めておく必要があるわけでございますので、そういう点についていま検討を進めておるわけでございます。私自身そんなに険しい状況にあるといふよりは判断いたしております。

○森元治郎君 大体いつごろきまつて居るんですか。もうこちらの答へいかによつてはきまつて居るんですね。自分の領土から飛行機が飛んで行くものを、従来どおり日本が取引して、お互いに飛行機飛ばしつこやつておるのは、向こうとしてはがま

んできないのだからと思う。だから向こうの願望に合うことを提示すれば、もうあしたにもきまるもので、いつごろとわれわれは予想しておつたよろしいのですか。

○國務大臣(大平正芳君) 具体的な日どりのめどというのを申し上げる自信はまだありませんけれども、できるだけ早くやりたいということ、いま鋭意努力中でございます。

○森元治郎君 その航空協定、実務協定あつたりできそうで、どっこいやってみるとつかつかつてきているように、日中間係はそこらで戸惑いをしていて。日ソ—ソビエト訪問についても、これまたなかなか容易ならぬ交渉になりそうだし、話し合いが。平和条約、どんびしゃりつくるということもむずかしいような情勢。

そこで私が話を今度落として、そういう情勢のときに外務大臣がかわつていかどうかという問題ね、外務大臣。だいたくたびれておる自民党内閣、なんともやめていけない。大平君にひとつ幹事長でも頼んでやろうといううなことが大体空気が紙面ではずつと出ている。外交何も、なつたばかりで一年、一向動かない。ずつとかわつてしまつたら一体これはどうなるのか。大臣はお呼びがかかつて、この重大外交、手がけた外交をやりますつもりですか。これは党の御命令とあればといつて、ずつとつちまうのですか、どうですか。(笑聲) その辺、聞いておかないと、これ。相手だつて、あなた、そんないつつちまうかわからないものを本気になつて話しませんよ。

○國務大臣(大平正芳君) 目下外交に専念いたしておりますし、ほかのことを考える余裕は目下ありません。

○森元治郎君 それは、きよりは外務大臣の現職でありながらそれはよからうなことを言えるはずはないけれども、これはやつぱりしつかり、これはいまスタートですからね、みんな。日中も日ソも。そしてまた、あまり政府も触れたがらない、みんなも知っているんでしょうが触れたがらない中ソの關係だつて、簡単にアジアは平和だつ

て言うわけにいかない、なかなか緊張といふすか、きびしい状況があるようです。そこに位する日本、対中、対ソ外交、非常な重大な時期だと思ふんです。もう朝から新聞見たつて、韓国の芸能人をソ連政府がビザを発給したといふかと思ふと、ソ連の軍艦が台湾海峡に来たと、それは台湾政府に通告したらしいとか、変に動きがある。中国は中国でまた、フィリピンや東南アジアのほうの自由陣営の国にもどんだん手を伸ばしてきてる。ソ連もまた、フィリピンのほうにも手を出してきてるというふうな、なかなか、われわれじつとしてますが、目先が非常に静かであるが、なかなか動きは険しいものがあると私は判断する。こういうときに当たつて、日米と懇談する際にもさういふやつぱりアジアの情勢、世界の情勢も踏まえてつやならぬやうなもので、ちよつと増原君にかわつて山中君でなければいづちや困るんでね、これはじつくりと腹据えてやつてもらわにや困ると思ふんです。目下専念してと言ふから、引き続き専念して、あまりよろよろしないで、外交のスタートを—中ソとの入り口はできたんですから、しつかりやつてもらいたいということですね。

第二点は、安川審議官、今度は駐米大使にきまつたわけですね。安川前審議官、外務省の駐米大使に起用することになったんです。

○國務大臣(大平正芳君) 目下手続中でございませう。

○森元治郎君 それはアグレマンですか。——アグレマン。

私が見てね、安川君も個人的に知つてゐるが、西山・蓮見事件といふ事か、あの事件で、当時外務審議官であつた安川君が謹慎といふんですか、あとでだれか向こうの省の当局のつた正式な名前を伺いますが、一応宅控えといふたやうなところでおつたわけですね。ついでこの間と思つたが、実質十カ月以上になりますか。駐米大使にほんと飛んでいく。こいつは少し、謹慎であつたか宅控えであつたかには早過ぎるというか、私

らのいわゆる世間の常識からいへば、ああいう、御本人にはお気の毒であつても、やつぱり監督不行き届きといふのか、そんなことで退いた場合は、しばらくわきにいて、あれもあのへんびなところのいぢやかわいそうだと、もうそろそろというのでひのき舞台に返つてくるというならいいが、ちよつとわきのほうの隣の部屋にいたと思つたら、もう君出てこいよといふやうなことはね、少し早過ぎやせぬかと思ふが、どうですか。——しめしがつかぬよ。

○國務大臣(大平正芳君) 彼の人柄、能力はすでに定評があることと思ひますし、いまのような局面で出處をわすらわすのが適當でないかと判断いたしております。

○森元治郎君 必要だといふ気持ちばかりですが、必要だからと言つて、そこがそのつらいところなんだな。ほんとうなら大臣が引つ張り出したいのだと、だが、ちよつと、こゝろいふふりになりそうだけに、必要だと思つたらそいつ連れてきてばんと持つていったんじや、一体何のために外務審議官から官房審議官に下がつたのか。何のために下げたのですか、下げないでうっちゃつておいたつていいじやないですか。下げた者を今度は特命全權大使——AクラスのA、アメリカにぼんと、どうも私らびんとこないね。——これは何のためにそんなら、あれは懲戒と言ふのですか、何と言ふのですか、官房の人知つてゐるだろう、正式な。官房にないの……大臣は御存じないですか、どういふ宅控えをされたのか。辞令は、辞令と言ふか。

○國務大臣(大平正芳君) 私といたしましては、適材を適所にということ、熟慮の末、目下手続を進めております。

○森元治郎君 だれか知らぬが、消息通らしき人は、自民党、大平さん、これはみんな財界の關係の人はよく知つてゐるし、おとうさんの第五郎さんだつたかな、せがれをいつまでもあやつておいたんじやかわいそうじやないか、大平君、なんと言われると、それもさうだなという氣にもなる

し、財界が応援団だから、応援団のほうも適當に配慮しなければならぬ。しかも、本人はなかなかできるということをやつちまへと。これはやつぱり私は間を置くべきだと思ふのですよ。吹っ飛ばされた牛場君も、駐米大使の更迭の時期は前に幾らでもあつたと思ふのですよ。いろいろな過去の、佐藤内閣からずつと見ていて、時間も長いし、それからやる手口も同じになつてきているし、もうそろそろかわつてもいいなと思つてゐるのにずつときた、ばかんときた。あんなつたんでは、大平さんがせつかくこれからニクソンと會談をしようとか、重要な問題を控えたときに、いまいる大使、どこに顔を出しても、もう帰るそうです。御苦勞さん、みたいな話になつちやつて、さつぱり向こうも落ち着いて耳に入らないんじやないか。人情ですやね。もうあしたかあさつて帰るやつに何もそんなに一生懸命になつて教えることもないし。その更迭のぐあいもう少しまじまつたんじやないか。日米會談でも終つたあとでいいんじやないか。わずか一月前くらいに大使更迭するといふのもどうかな。これは大平さんの領分に入るようだけれども、外から見ると少し何かあせてゐる、まじないという感じがするのですよ。人使いの面からね。人はみんな氣持ちよくじやうずに、一生懸命になつて大平さんのために、外交のために働こうという氣を起させなければだめだ。これからは、何だ、少しくらい悪いことしたつて、あるいはまじないことしたつて、なに、ちよつとわき向いていけばいいのだ、ということになつちまうと、何のために謹慎したか、慎めと言つたのだか、意味がないことになる。やはり綱紀粛正と言ふか、筋を立てるためには、つらいこともがまんしてやつていく。それはそう言われれば、大平さんのような答弁に、私は熱慮してこれが適當と判断して出處を促したとなるでしょう。それはいわゆる形式的な答弁であつて、これは自重してやらなければ活発な外交はできないと思ふ。いかがですか。それを伺つて三十分終

わります。

○國務大臣(大平正芳君) 人事問題、いまあるお話がありましたように、けじめをちゃんとしないければなりませんし、情理とも兼ね備えたものでなければならぬと思ひますし、とりわけ、全体の士気に関連したことを思ひますので、森先生の言われまじく、理解できないことではないばかりか、十分私どももいたしませんでした。御指摘に御発言であると思ひます。そういつた、御指摘になったような点につきましても、私は私なりの判断をいたしまして、決意をいたしたことでございすので、御了承願えればしあわせだと思ひます。

○委員長(平島敏夫君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(平島敏夫君) 千九百七十一年十二月二十日に国際連合総会決議第二千八百四十七号(XKVI)によつて採択された国際連合憲章の改正の批准について承認を求め、アフリカ開発基金を設立する協定の締結について承認を求め、いづれも衆議院送付、以上二件を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。大平外務大臣。

○國務大臣(大平正芳君) ただいま議題となりました千九百七十一年十二月二十日に国際連合総会決議第二千八百四十七号(XKVI)によつて採択された国際連合憲章の改正の批准について承認を求める件につきまして、提案の理由を御説明いたします。

国際連合の第二十六回総会は、一九七一年十二月二十日に国際連合の経済社会理事会の構成国の数を増加する国際連合憲章の改正を採択いたしました。

国際連合の経済社会理事会は、国際連合の主要な機関の一つとして、経済的、社会的分野等における国際協力を促進する重要な任務を有するものであります。その構成につきましても、さきに一九六三年に改正が行なわれ、現在は総会によつて

選舉される二十七の加盟国で構成されております。今回の改正は、その後の加盟国の増加に対応し、また、経済的、社会的分野等における活動が増大した国際社会の現状に対応するために同理事会の構成国の数を二十七から五十四に増加することであり、この改正により、さらに多くの国際連合加盟国が経済社会理事会に参加することとなり、同理事会の機能が強化され、経済的、社会的分野等における国際協力が一層促進されることとが期待されます。

わが国は、経済的、社会的分野等における国際協力の促進が国際の平和及び安全の維持に果たす役割の重要性にかんがみ、従来より国際連合及びその専門機関のこれらの分野における活動に積極的に参加してまいりましたが、わが国がこの改正を批准することは、国際連合を通じてこれらの分野における国際協力を推進する上で有益であると考えられます。

よつて、ここに、この改正の批准について御承認を求める次第であります。

次に、アフリカ開発基金を設立する協定の締結について承認を求める件につきまして提案の理由を御説明いたします。

アフリカ諸国は、一九六四年にアフリカ開発銀行を設立しましたが、同銀行は、通常の貸付条件による融資を行なっておりますので、緩和された条件による融資を必要とする国に対する融資活動には制約があります。このため、一九六六年以来、経済協力開発機構の開発援助委員会に参加する先進国とアフリカ開発銀行との間で同銀行の活動を補足するための措置について検討が行なわれた結果、新たな国際金融機関を設立することが合意され、昨年十一月二十九日に象牙海岸共和国のアビジャンでアフリカ開発基金を設立する協定が作成されました。

この基金は、国際的に一層の協力が必要であるとされております後発開発途上国の多いアフリカ諸国を対象とした機関で、既存のアフリカ開発銀行の活動を援助し、緩和された条件による融資活動を行なうことによりアフリカ諸国の経済的、社会的開発に貢献しようというものであります。協定は、基金の設立、目的、資金、業務、組織及び運営、特権及び免除等について規定しております。わが国は、本件基金に当初出資として千五百萬計算単位を出資することを予定しております。わが国は、開発途上国に対する経済協力の重要性にかんがみ、従来より、各種の国際機関を通じて、また、二国間の経済協力を通じて開発途上国の経済的、社会的開発に貢献すべく努力してまいりましたところ、わが国がこの協定を締結することとは、わが国のこの基本政策にも合致するものであり、また、わが国とアフリカ諸国との友好関係の促進にとつても有益であると考えられます。よつてここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。

以上二件につき、何とぞ御審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

○委員長(平島敏夫君) 引き続き補足説明を聴取いたします。松永条約局参事官。

○政府委員(松永信雄君) ただいま提案理由の説明のございました二件につきまして、簡潔に補足説明を申し上げます。

最初に、国連憲章の改正につき、経済社会理事会が取り扱っております経済社会の諸問題については、それぞれ各種の専門機関が専門分野において活発な活動を行なっているわけでございますが、経済社会理事会は、みずから特定の問題を取り扱うとともに、これらの各種専門機関の活動を調整する機能を果たしております。

今回の改正は、この経済社会理事会の構成を、国連加盟国の増加に対応したものとするとともに、経済的、社会的分野における諸活動が増大しました国際社会の現状に対応したものとすることを目的として行なわれたものでございます。五月三十日現在、すでに七十二カ国によって批准されております。

次に、アフリカ開発基金を設立する協定について、アフリカ開発基金は、アフリカ開発銀行の活動を援助することを目的としたもので、このアフリカ開発銀行は、同銀行加盟国の経済的開発及び社会的進歩に貢献することを目的としておりますが、その資金量にはおのずから制約があり、緩和された条件による融資につき、必ずしも満足いく活動が行ない得ないという状況にありますので、これを援助するために、本件基金を設立することとなつたものであります。

なお、本件基金協定を国会に提出いたしました後、三月一日にスペインが、また、三月二十九日にはユーゴスラビアがそれぞれ本件協定に署名いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○委員長(平島敏夫君) それではこれより両件の質疑に入ります。質疑のある方は、御発言を願います。

○田英夫君 いま御説明がありました二つの案件の、主としてアフリカ開発基金の問題について質問をしたいと思ひます。

最初に、大臣に伺いたいんですが、日本政府の対アフリカ政策といふことが、まあ政府の対米、あるいは対中国、対アジアというよりなまざるな政策がある中で、アフリカというのは地理的には日本から非常に遠いというよりなことで、アジアに比べてどうしても関係が薄いのは当然かもしれませんが、同時に、いわゆるアジア・アフリカという関係の中で、開発途上国という意味からすると、日本としてはひとつかなり重点を置いて対処している地域だと思ひますが、大臣としてその点、基本的にアフリカというものをどういうふうにお考えになつてゐるか、まずお伺いします。

○國務大臣(大平正芳君) わが国といたしましては、東北アジア、東南アジア、西南アジア等に沿革的にも深い関係があるだけでなく、経済協力の分野でも圧倒的に多くの部分をその地域にさいてきたわけでございます。今後この大勢には変わりはないと思ひます。しかしながら、わが国といたしましては、信案、体制のかきねをこ

えて、できるだけあらゆる国と友好関係を保持しなければならぬと考えておりますし、わが国の経済力の充実に伴ひまして、その他の地域、アフリカあるいはラテンアメリカ等に対しまして、もっと進んだ理解と協力をいたさなければならぬと考えておりますし、また、そういうことをなし得る能力を身につけてきたように思ふわけでございます。したがって、アジアに対する協力を減らすという意味ではなくて、それと並行いたしまして、アフリカ、ラテンアメリカにつきましても、いままでよりは進んだ協力体制をとっていかなければならぬと考えております。ただ、アフリカにおきましては、御案内のように、人種問題にからむものもろの問題があるわけでございまして、われわれといたしましては、そういう問題に対する対処のしかたも非常に慎重に処理することとしたしまして、今日までそういうラインで協力の進展が徐々に見られておるわけでございます。また、現に個々の国々からも、直接、間接、具体的な案件を提示してのアプローチが行なわれておるわけでございまして、われわれとしては、できるだけこれにこたえる意味合いにおきまして、努力をいたしておる最中でございまして、今度の御提案申し上げました基金に対しましておもしろなる出資国の一つになりましたゆえんのものも、そういう趣旨にはかならないものでございまして。

○田英夫君 私、そういう点をまず伺つたのは、まあいまアメリカも、あるいはソ連も、中国も、それぞれの立場からアフリカを見ていてと思ひますし、たとえば中国の場合は、かつてアジア・アフリカ、ラテンアメリカというところ、特にAAというアジア・アフリカというところに非常に重点を置いた一つの友好関係をつくり上げて、アジア・アフリカグループというものをくり上げていたのはひとつ注目されていたわけだけれども、それぞれアフリカに対して立場を持っていると思ひます。中ソの場合はかなり競争的な状況で、まあアフリカに対して接近をはかっているということも見えてくるわけですね。そういう

中で、やはり申し上げて、今度のアフリカ開発基金というものは、私どもが見ると非常にアメリカ寄りのものである感じが強くするわけですね。そうすると、けさからの質疑応答の中でも問題になつておりました非常に自主的な外交姿勢がないじゃないかという感じをここでまた持たざるを得ない。そうではなくて、日本は独自のアジア政策、独自のアフリカ政策というものを保持してこようするんだ、こういう姿勢が示されている中でここに加わつておられるということであれば、了解できるわけなんです。そういう意味では実は伺いたかつたので、いまのお答えでは非常に抽象的ですが、それと、そういう立場をもうちょっと説明していただきたい。

○国務大臣(大平正芳君) 先ほど私が申し上げましたことは、アフリカにおいて日本が主役を演ずる立場では私はないということもあわせて御了解いただけたらと思ふわけでございまして。しかしながら、開発途上国、とりわけ、後発国の問題というのは、できるだけ多くの国の理解と協力、さらには祝福を得てやるのが望ましいと思ふのでありまして、言いかえれば体制、信条等のかきねががんにがらに設定されるというようなことはあまり望ましくないことでありまして、私どもといたしましては、できるだけ多くの国が協力する、しかも受益国側の願望に合致するというような条件がございまして、これに参加するということとは一向差しかねないばかりでなく、望ましいことだと思ふわけでございまして、特定の立場をもつて当たらんと申しますよりは、受益国の側に立ちましてできるだけ多くの国の協力が得られるような仕組みが考えられてしかるべきじゃないか、それに日本も協力するにやぶさかでないという姿勢で、必要で十分でないかと私は考えております。

○田英夫君 いま大臣言われた主役を演ずるべきではない、そういうつもりはないという意味のことを言われたわけですが、これは考えようによつては、地理的な関係その他によつてそういうことも言えるかもしれませんが、同時に、中国はかな

りかつてですが、独自のアジア・アフリカ政策というものを打ち出して、ある程度成功しております。そういう中で、日本がいまアジアの中で最も大きな経済力を持っているという現実の中で、しかもさつきもお話がありました人種差別、アパルトヘイトの問題などを見てくると、やはりアフリカの人たちがアメリカあるいはヨーロッパのかつての植民地国のことも考えて、日本に対してやはり特殊な感情を持っているというふうにも思ふんで、このところにはちょっと私は積極的に考えるべきじゃないかと思ふのですが、そこで、いまお触れになつたアパルトヘイトの問題、衆議院でも議論になつておるようですけれども、これは基本的に反対という態度を政府がとっておられるといながら、実は南アフリカ共和国に対してかなりの量の経済的な貿易を、輸出入を伸ばしている。そのままだにしているという現実があります。この点、大臣、基本的にどうお考えになつておられるのか。このところは、アフリカ政策をアフリカの人の人たから、つまり受益国とおっしゃいましたけれども、アフリカの人の人たから見た場合に、この日本政府の態度というのはなかなか納得できないと思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(大平正芳君) これは正確な事実をまず突きとめていただいて、それから評価していただくかないといふかと思ふのでありまして、日本の南ア政策というものは、日本といたしましては、非常に嚴重に通常貿易のワク内に限つておるつもりでございまして。言いかえれば、投資という分野にわたることのないように注意をいたしてきておるわけでございまして、日本と南アとの貿易の増加は、他の地域との貿易の増加のテンポと比較いたしますと、むしろ少ないわけでございまして、こういう事実について正確な御認識をいただかないといふかと思ふのでございまして、何か日本が通常貿易のワクをこえたことをやっておるのじゃないかというような疑念が一部にあるようございまして。たいへん残念だと思つておりますけれども、私どもとしては、できるだけ正確なイン

ンフォメーションを流して彼らの正確な理解を、わが国の公正な立場に対する理解を深めていきたいと思ひますが、なお、中近東アフリカ局長が見えておりますので、ひとつ這般の事情をもつと説明いたします。

○政府委員(田中秀穂君) 国連におきまして南アのアパルトヘイト非難の決議はいろいろなされておりますが、これは御承知のとおり、総会決議でなされております。もちろん、こういった決議はわが国としても尊重する次第でございまして、大臣からただいま御答弁がありましたように、わが国は南アとの経済関係につきましても、これまで慎重に対処いたしておりました。すなわち、通常の貿易のワク内にこれをとどめる。南アに対する投資、あるいは経済協力、技術協力というふうなものは一切行なつておりません。また、一連の国連安保理事会決議に従ひまして、南ア向け武器弾薬等の輸出はもちろん禁止いたしておりました。

一方、南アとの貿易がふえるというふうなものもまた事実でございまして、わが国の貿易総額とこれを比べますと、その伸びのパーセンテージが、南アとの貿易における伸びのパーセンテージが、輸出入合計に比しまして、一九七二年には四・三%。これに比しまして、わが国の貿易総額、輸出入合計におきましては一九・一%と、こういうような数字が一応出ております。われわれといたしましては、南アとの通常貿易ではございまして、これが無限に拡大していくというところは、必ずしも望ましいこととは考えておりません。なるべく慎重にこれを扱つていきたいということ、アフリカにおきましてこの人種問題の様子を機会あることに民間の業界の方々などに御説明いたしまして、慎重な行動をお願いいたしておりました。

○田英夫君 アパルトヘイトの問題は、アフリカのことを考えるときには、非常に基本的に大切なことだし、特に日本が有色人種であるということ、これを考えたときに、アフリカ政策を進めていく上で、このことをむしろ基本的に考えないといけな

私自身、実はだいぶ前ですけれども、南アフリカ共和国へ参りまして、このアパルトヘイトの実態を見ておりましたので、これはもう実際に行動してみると、非常に驚きますが、とにかく法律で映画館と一緒に入っちゃいかぬとか、それこそ駅のベンチも違ふ。それで全部ヨーロッパとカレードという表示で定められている。郵便局の入り口からして違ふ。窓口が違ふだけじゃなくて、入り口まで違ふ。町自体がもう完全に仕分けをされている。これはもう人道上から見てどうしようもない状態です。これは日本では意外に知られておりませんけれども、実際は行ってみるとよくわかりますけれども、法律で定めているわけですからね。その上に、私が驚きましたのは、その黒人の指導者、といつても、これはもちろん地下の——地下といひますか、表へ出てはいるわけではなくて、指導者なんているたつたつつかまるわけですが、その人に会うと、日本はなぜわれわれを援助してくれないのだと、こういうことをはつきり言っております。こういう事態は、外務省の出先の方はどういうふうな報告しておられるかわかりませんが、さつきから私が、アフリカの現地の人が日本に対してどう考えているかを基礎におかないといかぬということを申し上げたのは、その体験からなんです。ただ、同じカレードだからということではなくて、その指導者ははつきりと日本人はカレードのチャンピオンじゃないか、有色人種のチャンピオンじゃないか、どうしてわれわれを援助してくれないのだということを言っていたわけなんです。何もそれをそのまま聞き取ることではないけれども、そういう基礎の上に立つて考えるべきじゃないだろうか。中国の場合なんかやっぱりそういう精神が基礎にあるように思ひます、基本的な政策。

ですから、いま田中局長が言われた貿易の問題にしても、日本の一般的な貿易の伸び率に比べて南アに対する貿易の伸び率が少ないという説明は、南アに対して決して援助をしているのじゃない、アパルトヘイトに反対という立場を妨げるものではないという、こういう説明にちつともならぬと思うのですよ。基本的に私は、国連でもしばしば決議されているように、南アに対しては一切やめろというのがある基本であるべきだ。にもかかわらず、実際南アフリカへ行ってみると、町かどのつまらない雑貨屋でもおもちゃを売っているのを見れば、メイド・イン・ジャパンと書いてあるのですよ。そういう状況を向こうの人が見ていたら、これは日本がアフリカに対してどういう政策を打ち出しても、アフリカ開発基金に積極的に入つていっても、これをまるまる受け取ってはくれない。現に国連の場でアフリカの人たちが、総会でこの決議が議題になるたびに日本は棄権をするし、これについて日本に対して名指しで非難をしてくれているわけですね。これは当然だと思ひます。そのうち、そういうことがあるから私が申し上げているんで、御趣旨は全く私も賛成ですけれども、この基本的な態度が変わらない限り、残念ながら、せっかく国民の税金からお金を出すにもかかわらず反対せざるを得ないという、そういう結果になつてしまふわけなんです。せっかくお金を使うのに非常に残念なことだと思ひます、この点を実は十分お考えいただきたい、こう申し上げたいわけです。

そこで、少し具体的な問題についてお尋ねいたしますけれども、さつき、アメリカ中心じゃないだろうか、こういうことを申し上げましたけれども、この出資ですね、「原参加者」というところに入っていますね、アメリカの名前があつていいる。ところが、出資金の割に当てるのところにアメリカの名前が出てこない。この辺の事情は一体どういふことなんですか。附属書のAです。

○政府委員(御座清尚君) 御指摘のように、附属書のAの1のところに「原参加者」という中には、アメリカの名前が入っておりますが、2のところにはアメリカの名前が出てこないというところでございしますが、これは、アメリカはそもそも開発基金協定が討議をされております段階におきましては、かなり積極的な賛成の意向を表明して、参加の意思をも固めてきた模様でございまして、アメリカが、協定を達成しております段階に至りまして、アメリカの国内事情からはつきり参加をするということを明示することがだんだんむずかしくなつてきたという事情が、アメリカの国内問題として出てまいつたようでございます。で、一方、基金の側といたしましては、これに参加する国が一つでも多く出てくるのが望ましいし、また、アメリカが参加すれば現在のカナダとか日本とかいふのと同じように、相当大口の出資をしようというよりなふりに予想されておりましたので、これも何とか確保したい。そこで、いろいろ手続の関係から、アメリカのそういう予想される参加という希望といふものの両者を折衷いたしましてこういうような規定を設けたというのが実情のようでございます。そういうかつこうなものですから、当初出資というようなことをはつきりアメリカの分に書けない一方、若干時間が経つても原参加者という立場をアメリカも享有できるようにしておこうという趣旨から、こういう規定ができたものと了解しております。

○田英夫君 そのアメリカの国内事情といふのを、おわかりでしたらもう少し詳しく説明していただきたい。

○政府委員(御座清尚君) 主として、対外援助問題に關しますアメリカの議会の最近の、どちらかといひますと、やや批判的な態度といふものが原因でございまして、すでにアフリカ開発基金の問題が出てまいりました以前に、たとえばアジア開発基金に対しまして特別基金の出資であるとか、第二世銀に対しまして出資の問題とか、そういう多くの似たような機関、国際金融機関に対しまして出資の問題が、前に多額の提出の承認を議会に政府は求めておりますわけで、この開発基金に対しまして出資の要請を議会に行ないまして、それらの先に出ておりますものがまだ通つておらない現状で、どうしても時間がかかるというやうな事情があるやうに聞いております。

○田英夫君 アメリカは非常にかつてだと思ひますね、こういうやり方。この前の委員会で御質問いたしましたミクロネシアの場合も、経済援助といふのですか、私は賠償だと思ひますが、日本とアメリカと同額ずつ、十八億円ずつ出すといふことをきめておきながら、アメリカの議会の承認がないからといって、三年間ですか、出資が延ばされてしまつて、ようやく今年度から、日本の四十八年度予算から出されたといふことをこの前指摘いたしましたけれども、このアフリカ開発基金の場合も、国内の事情はあるにしても、非常に主要な出資、これは、日本とカナダとアメリカといふのは三つの大きな出資国のやうだけれども、そのうちのひとつがそんなことで抜けてしまふという、出さないという可能性も残つてしまふわけですか。

○政府委員(御座清尚君) この附属書のAの1に書いてあります期間の間にアメリカのもし批准が行なわれないければ、アメリカは原参加者という資格はとれないといふことになるだらうと思ひます。

○田英夫君 原参加国でなくて、いわゆるおくれに加わる参加国になるということなんですか、ずっと見ていくとフランスが入つていない、そういうことに気がつくわけです。ヨーロッパの主要国の中で、これはどういふ事情ですか。

○政府委員(御座清尚君) フランスにつきましては、従来フランスもアメリカとは非常に深い関係にございまして、元フランスの領土であつた國がたぐさんございしますが、そういう國に対してはかなりいゝわゆる二国間での援助を主としてやつてきておりまして、そういう立場からフランスはいまのアフリカ開発基金といふやうなかつこうの多數國間のものについてまで手を出さないといふやうな態度をきめておるやうでございます。

○田英夫君 この附属書のAのところをずっと見てくると、國の名前が上がつてくる中で当然気づくことは、これは衆議院でも取り上げられておりま

したけども、社会主義諸国がユーゴスラビアを除いて全く入っていない、このことですね。しかも、それでは社会主義諸国はアフリカに対して無関心なのかといえ、全く逆であって、先ほど申しましたように、中ソがある意味では競うようにアフリカに対してさまざまな接点を持っている。こういう現実の中で、アフリカ開発基金がそういう社会主義諸国をなしにしてつくられている。しかも、西側陣営といわれる国の中でその最も主要な国であるアメリカが実は入るのか入らないのか、金を出せるのか出せないのかあやふやであるというふうな基盤の弱さを持っている。そうなるべくと、私、そこで大臣の最初の御答弁と関連をしてくるわけですが、そこで日本が主役を演ずるのだ、非常に積極的にこのアフリカ開発基金の中心的存在になってやるのだ、こういうお立場ならこれはまたわかるのです。アメリカはなくても、ひとつ日本を中心とした国々でやっていたらいいかというのはいわゆる、社会主義諸国がなくて、ところが、アメリカはあやふやであって、日本もまあ主役じゃない、ワン・オブ・ゼムだ、こういう態度でいると、ほんとうに実効を上げることが出来るのだろうか、こう思うのですが、この辺の見通しはどうなんでしょうか。

○政府委員(御座清尚君) 先ほどの大臣の御答弁の中の、主役を演ずるといふことばの意味と、このアフリカ開発基金の討議の段階におきましてわが国の果たしました役割りと、ちよつと関係があるような、ないようなものがございますが、この経緯から申し上げますと、このアフリカ開発銀行というものがございまして、これは非常に資金の量も乏しいし、条件も緩和されておらないといふようなことから、域外国にも呼びかけて、もつと条件の緩和された援助をとれるようにしたいといふのが起りでございます。その呼びかけました直接の相手方は、先ほどの提案理由の説明にもございましたように、OECDの中の開発援助委員会というところでございまして、そこでカナダ

が、わが国もこの開発援助委員会の有力なメンバーでございまして、最初のほうから討議には積極的に参加して、いろいろ注文もつけたりしていったわけでありまして、この基金の成立に至ります経緯におきましては、まあ主役と言えなくともかわかりませんが、相当程度に積極的な態度で初めのほうから示してまいったという経緯がございますので、今後ともカナダと並んで大口の基金を出します国となりますれば、自然とわが国のこの基金の活動に關します発言力も相当大きなものとなるものと期待されております。

○田英夫君 ところで、その出資の問題ですけれども、衆議院でも非常に問題になりましたけれども、千五百万計算単位という出し方になっているわけですね。これは日本とカナダの場合が同額ですけれども、アメリカは千五百万ドルという形で出せる。そうなるべくと、ドルが非常に弱くなったといふことがございまして、非常に大きく関連をしてくる、日本が出す場合千五百万計算単位というのは、すなわち千五百万ドルになつてしまっているけれども、ならざるを得ないわけですね、これは。その点はどうか。依然として変わりないわけですね。

○政府委員(御座清尚君) 日本がいまおっしゃられた……。
○田英夫君 ええ、日本が出す場合。
○政府委員(御座清尚君) 日本はその附属書A項の2のほうの当初出資という規定によりまして、千五百万計算単位を出すということになりますわけでございます。

○田英夫君 したがって、千五百万計算単位ということは、もとのドル、三百八十四円ですか、その金額によるのか。これはいま大蔵委員会が審議しておられるようにすけれども、この出し方に問題がありますけれども、三回に分割して三年払いで出資するといふことのようにすけれども、この計算の根拠は、ドルの単位は一体どうなりますか。
○羽生三七君 ちよつとそれに関連して、計算単位というのはどういうことなのか、ちよつともう

少し詳しく。

○政府委員(御座清尚君) 計算単位と申しますのは、この協定をちよつとごらんいただくと出てまいりますのですが、協定の「定義」の項がございまして、第一条の中の、このお配りしました協定文の二ページでございまして、「計算単位」とは、純金〇・八一五二二六五グラムの価値を有する一計算単位をいふ」と、こうなっております。このむずかしい〇・幾らという字が出ましたのは、この当時、純金一グラムの値段が三十八ドルという計算になっておりました、それを逆に割った数字でございまして、それをすべての協定の出資額の計算等にはそれをもとに計算をされておる。そこで、いま田先生のお話の、日本が出す場合はどういふふうになるかといふことは、そのいまの協定の二六ページに第十二条というのがございます。この中で、「通貨の価値の決定」の中で、「いずれかの通貨の価値を他の通貨又は計算単位で決定することがこの協定の下で必要とされる場合には、その価値の決定は、基金が国際通貨基金と協議したうえで合理的に行なう」といふことでございまして、IMFとこの基金とが協議した結果が出るまでどういふ形で定められるか、まだはつきりきまっておりますという実情でござい

ます。先ほど間違えました。一オンス三十八ドルでございまして、訂正いたします。
○田英夫君 このきめ方は、IMFと基金で話してということがここにありますが、基本的には非常に問題が、疑問が残るのは、アメリカのドルが非常に弱くなつて、特にこのところ連日新聞で金とアメリカのドルとの計算が出ておりますね。そういう中でIMFがきめるにしても、日本の場合にはかなりそのところで、当初この協定に調印をしたところに、比べて出資をする金額が変わってくる結果になるのかならないのか。それからアメリカの場合は、これは計算単位じゃなくドルで払うというのです。そのところで

アメリカは非常に有利であつて、その他の国は不利になる、そういう結果になりませんか。不利、有利というのはいさかいけれども。
○政府委員(御座清尚君) 前段の日本の払う、つまり何といふか、価格の表示、価値の表示につきましては、いまこの計算単位のもとになっております金のお値段というものがもともとになつて、いまの十二条の規定で定められますので、あるいは表示した価格というものが上がった下がりたりするといふことは考えられますが、それが有利であるのか不利であるのか、その辺はそのときになつてみないとわからないかと存じます。

それからアメリカにつきましても、この附属書Aの1に書いてございまして、千五百万合衆国ドルというものを払い込めば原参加者の地位を、そのことと、それから一九七四年の十二月三十一日までには署名し、批准する、そうならば原参加者となるといふことが書いてありますので、アメリカがもし議会でこの協定の手続が終りまして参加をしますといふことになれば、当然にどれだけの計算単位というものがアメリカの当初出資であるかといふことが、その段階で定められるということになるかと存じます。

○藤元治郎君 関連して。
附属書Aどこかにアット・リスト千五百万ドル、アット・リスト、なんでそんなものをつけたの……。
○田英夫君 附属書のA項の1です。す。
○藤元治郎君 なんでそういうのをくつつけるのですか、どういふ意味で……。
○政府委員(御座清尚君) 日本語で「以上」と訳してございまして、その字の意味は、まさにそのとおりで、ここに書きました千五百万合衆国ドルが最低の金額であるといふことを意味するといふふう存じております。

○田英夫君 アメリカの場合は、そうすると、重ねてお聞きしますけれども、千五百万ドルを払うとは限らないわけですか。
○政府委員(御座清尚君) 千五百万ドル以上を払

提出並びに世界銀行あるいは第三世銀に対する出資等におきましても、国債で出すのが通例でございますが、その趣旨は、これは約束額というものをまず証書として出すわけでございますが、現実にはその金がキャッシュとして、現金として必要になるのは必ずしもいつになるかわからない。そこで、先方のこの基金が、現金が必要になるつど、日本側に請求をして、その請求のあるたびに日本側が現金を払うと、こういうことによりまして、現金の支出がその分だけあとへ繰り越される。そういう意味におきまして、まあ必ずしも当初必要のないものは出さない、こういうことでございませう。

ですか。このところの条項、この規定というのは、どういふふうに考えたらいいんですか。

○政府委員(御座清尚君) まさにその基金の融資によります、その調達範囲をこういふふうに決めますと、すべての国からではなくなるという意味で、御指摘のように、あるいはひもつきということが言えるかもしれませんが、それだけの範囲に置いておるといふことで言えば、特定の国にひもつきにしたというのではないという意味で、何といひますか、中間的なかつこうでございますが、こういふようなやり方がほかの国際的な金融機関、世界銀行でありますとか、第二世銀でありますとか、これらはもつと範囲が広いわけでございます。

進出をしていくという、この十五条が窓口になるのではないか。そのずらずらつと原参加国という名前があがつている中で、西側の国がほとんどですけれども、この中でそういうことをやりそうな国というのには実はあまりないのでね、日本がそれをもつぱらやることになるのじゃないだろうか。アフリカ開発基金というものが、実は、表向きはたいへんきれいごとだけれども、日本の進出の主役にならないと大臣おっしゃっているけれど、実は陰で経済進出では主役になってしまふ、こういうおそれを、私はこの条項を読んだときに実はそういう気がしたのですが、大臣この点はひとつ大臣からお考えをお示しいただきたい。この条項

えが出てくるだろうと思うのです。しかし、率直のところ、いまの日本の企業のやり方を見たときに、ここにこういう規定があれば、しかもこの原参加国というところに名前が並んでいる諸国を見ると、悪口で言うのじゃなくて、日本と西ドイツぐらいいじゃないですか、経済的にもぐんぐん進出しようということを考えるようなのは。特に日本のおいままの大企業のやり方、企業の進出のやり方というのを見たときに、いまの局長のお答えは、事務当局といいますか、のお答えとしてはそういうことが出てくると思うし、また、この協定をつくったときの気持ちからすれば、なるべく出資国を多くするために出資国に有利な条項を入れよう

の限りでは。しかし、そこで最後に大臣に伺いたいのは、こういう中で、この基金に日本が出資をしていくという中で、日本の企業の現実の姿を見たときに、これはこれから先は政治ですからね、事務局ではなくて、政治として大臣はこの点をどういうふうにお考えになり、また、どう対処されるのか、この点をお伺いしたい。

○国務大臣(大平正芳君) 先ほど渋谷委員の経済協力問題についての御質疑がありました。際にも御答弁申し上げましたとおり、ひもつき援助の問題につきましても、私は日本は比較的進んだというか、最も進んだというか、そういういまスタンスをとっておると思うのでございます。OECDその他におきましても、もうゼネラル・アンタイングでいこうじゃないかということの主張者になつておるわけでございます。もうひもつきにしようなんというさもし根性は毛頭ないわけなんです、この案件は、したがって、いま御座いますから御説明がありましたように、できるだけ参加者を募る場合のためにしたのではないかとおもうのでございまして、日本としてはそのことについて興味を感じていないわけなんです。ただし、そう政府が言いました、現実のビジネスでございまして、業界のほうでそういう、これを好餌として、あるいは指弾を受けるようなことがないという保証はないじゃないかという御懸念でございまして、その点につきまして、どこまで政府の目が届きますか、私は十分自信のある答弁はできませんけれども、御趣旨の点は政府としてもあらゆる機会を通じて徹底してまいりたいと考えておりますので、万々仰せのような御心配のないようにいたさなければならぬと考えております。

○田英夫君 時間がまいりましたので終わりますけれども、この点はひとつ、このアフリカ開発基金の問題につきましては、私どもも十分検討をいたしまして衆参で議論もいたしました。残念ながら趣旨は、アフリカ諸国が発展するためにというところで、日本が協力しようじゃないかという趣旨はまことに賛成なんですけれども、先ほどから幾つかの疑問点を出してまいりました。そういう中で、どうしても賛成しかねる面が残つてしまつたわけで、討論のようになってしまつてしまつたけれども、自然成立という時間切れも控えておりますので、長い突っ込んだ疑問点の解明ができないままに残りますけれども、その点ひとつ、いまも申し上げたような点は十分御配慮いただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

○森元治郎君 いま田さんが日本との関連の質問であつたのですが、このブラック・アフリカ、誇り高き最近の若いアフリカ諸国、指導層は軍人であり、独裁者であり、みな欧州あたりで教育を受けてきたごく一握りの人、これが基金が活動が始まつて、この国はそれぞれその金を利用して仕事をすることでしようが、どうも人民一般の生活水準の向上というほうにはつながらないで、アフリカの大だんなさまが横断的に手をつないでやることになりはせぬかという心配もあるんですが、どうですか、見通しは。

○政府委員(田中秀穂君) アフリカの現状は、ただいま御指摘のように、軍事情報が非常に多い、これは独裁的な色彩を帯びた政権が多いということとは事実でございまして、現在、アフリカ諸国の当面しておる現状と申しますのは、早く国の基礎をつくりまして、国の開発に励みたい。現在、多くのアフリカ諸国が当面しております一番の問題は、一つは部族問題、一つは経済的な貧困の問題でございまして、そのうち一番大きな要素となつておりますのが経済的な貧困の問題で、このアフリカ開発基金の目的もこうした問題を解決し、あわせて部族問題の解決、融和ということにも資し、おのおのの国の安定をはかるということにあると思つたので、各国の指導者もその観点から、このアフリカ開発基金が成立いたしました、これから援助を受けるということになりますれば、そうした観点から大いに努力をするということとを確信いたしております。

はこの程度とし、これにて散会いたします。
午後三時三十六分散会

五月十日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月二十日)

一、アフリカ開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件
一、千九百七十一年十二月二十日に国際連合総会決議第二千八百四十七号(XXI)によつて採択された国際連合憲章の改正の批准について承認を求めるの件

第六号中正誤

誤 正

二 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

起債 期待 形 実質上も

二 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

実質上の 形 実質上も

二 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

ふだん 不断 形式的

二 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

形成的 形式的

二 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

第七号中正誤

誤 正

三 二 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

ありま あります

二 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

やうり やはり

二 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

百万円 百万円

第九号中正誤

誤 正

三 二 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

所 覚え書き事務 覚書事務所

二 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

所 覚え書き事務 覚書事務所

二 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

所 覚え書き事務 覚書事務所

二 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

所 覚え書き事務 覚書事務所

二 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

所 覚え書き事務 覚書事務所

二 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

所 覚え書き事務 覚書事務所

二 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

所 覚え書き事務 覚書事務所

二 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

所 覚え書き事務 覚書事務所

二 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

所 覚え書き事務 覚書事務所

二 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

所 覚え書き事務 覚書事務所